

刈谷市環境都市アクションプラン
〔平成29年改定版〕（案）

（パブリックコメント用）

平成28年11月

刈 谷 市

刈谷市環境都市アクションプラン〔平成29年改定版〕

目 次

第1章 アクションプラン改定の趣旨	1
1. 背景	2
2. 計画の目的と改定の趣旨	5
3. 計画の位置づけ	6
4. 計画の期間	6
第2章 刈谷市の現状と課題	7
1. CO ₂ 排出状況	8
2. 部門別の現状分析	10
3. これまでのアクションプランの実施状況	16
4. 市民及び事業者の環境やエネルギーに対する意識	22
5. 低炭素まちづくりの課題と方向性の整理	30
第3章 刈谷市が目指す環境都市の姿	31
1. 環境都市の将来像	32
2. CO ₂ 削減目標	33
第4章 2030年度に向けた取組	37
1. 取組の考え方と体系	38
2. 産業・エネルギー分野（I）の取組内容	41
3. エコモビリティ分野（M）の取組内容	46
4. エコライフ分野（L）の取組内容	50
5. 分野共通（C）の取組内容	59
6. 各主体の役割	62
第5章 アクションプランの推進	63
1. 推進体制	64
2. 進行管理	66

第1章 アクションプラン改定の趣旨

第1章 アクションプラン改定の趣旨

1. 背景

(1) 地球温暖化の現状

①地球温暖化とは

大気中に含まれる二酸化炭素（ CO_2 ）等には、海や陸等の地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質（温室効果）があり、これらのガスを温室効果ガスといいます。産業活動が活発になり、温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり、熱の吸収が増えたことで、気温が上昇し始めています。これを「地球温暖化」といいます。

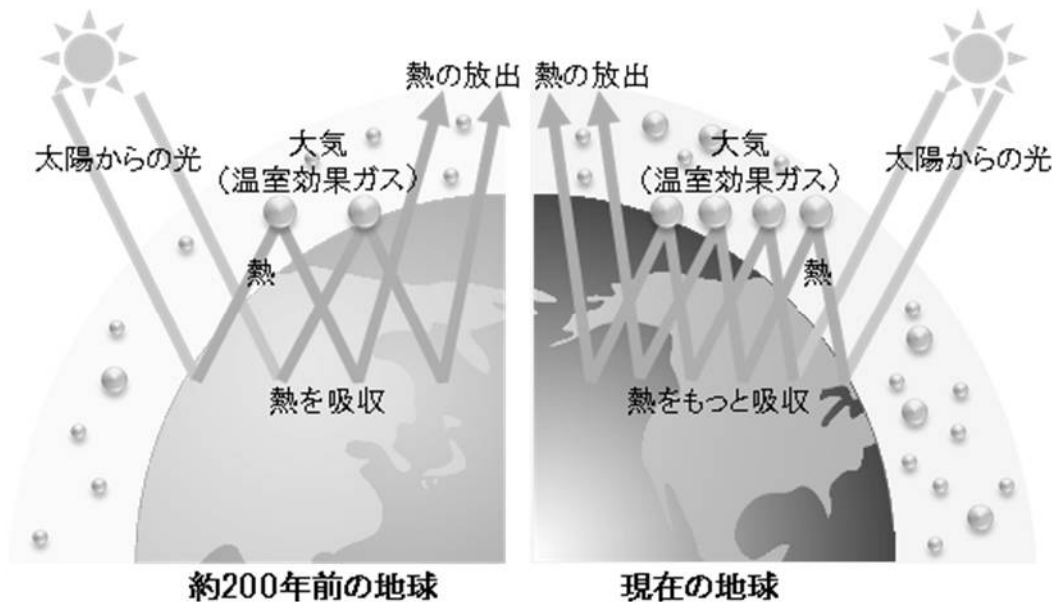


図1.1 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター資料を基に作成

②温暖化の原因と影響

18世紀半ばの産業革命の開始以降、化石燃料の使用や森林の減少などにより、大気中の温室効果ガスの濃度は急激に増加しました。温室効果ガスの排出量と世界平均地上気温の上昇変化はおおむね比例関係にあるとされており、これからも人類が同じような活動を続けるとすれば、地球の平均気温はさらに上昇すると予測されています。

また、地球温暖化は、平均気温の上昇のみならず、異常高温（熱波）や大雨・干ばつの増加等のさまざまな気候の変化を伴うため、水、生態系、食糧、沿岸域、健康等でより深刻な影響が生じると考えられています。

<地球温暖化に関する知見>

2013年9月に開催された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第1次作業部会の「IPCC第5次評価報告書」では、地球温暖化の原因や現状（観測事実）、将来予測等について、次のように報告されています。

- 地球温暖化の原因
 - 人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い（可能性95%以上）。
 - 大気中の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素は、過去80万年間で前例のない水準まで増加している。
- 現状（観測事実）
 - 温暖化については「疑う余地がない」。
 - 1880年から2012年の間で、世界平均地上気温は0.85℃上昇。 等
- 将来予測
 - 今世紀末までの世界平均地上気温の変化予測は0.3～4.8℃、世界平均海面水位の上昇予測は0.26～0.82mである可能性が高い。 等

出典：IPCC第5次評価報告書特設ページ（JCCCA 全国地球温暖化防止活動推進センター）

（2）国際社会の動向

地球温暖化への対応として、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とする国際的な枠組みを定めた条約である「気候変動に関する国際連合枠組条約」が1994年3月に、また先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標が設定された「京都議定書」が2005年2月に発効しました。

さらに、2015年11月からフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書に代わる2020年以降の温暖化対策の国際枠組みである「パリ協定」が、条約締約国である196の国と地域の全てが合意して採択されました。

パリ協定では、世界共通の長期目標として、平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃未満とし、1.5℃に抑える努力を追及することに言及しています。また、すべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新することが義務付けられています。

表1.1 各国の約束草案の提出状況（2015年12月12日時点）

国名	2020年以降の約束草案（削減目標案）
米国	2025年に-26～-28%（2005年比）。28%削減に向けて最大限取り組む。
EU	2030年に少なくとも-40%（1990年比）
ロシア	2030年に-25～-30%（1990年比）が長期目標となり得る
日本	2030年度に2013年度比-26.0%（2005年度比-25.4%）
中国	2030年までにGDP当たりCO ₂ 排出量-60～-65%（2005年比）。
インド	2030年までにGDP当たり排出量-33～-35%（2005年比）。

出典：環境省「COP21及びCOP/MOP11の結果について」

(3) 国の動向

国では、2009年12月の気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）におけるコペンハーゲン合意及び2009年7月のG8サミットにおいて、温室効果ガス排出量の削減目標をそれぞれ1990年比で2020年度までに25%、2050年までに80%としています。これらの削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿を示すものとして、2010年3月に「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ」が公表されました。しかし、2011年3月に発生した東日本大震災と原子力発電所の運転停止を受け、地球温暖化対策と関わりの深いエネルギー需給体制が白紙の状態から見直されることとなりました。

この見直しの方針を受け、経済産業省は、温室効果ガス削減目標の前提となる2030年度の電源構成（エネルギーミックス）について議論してきた小委員会において、2015年7月に「長期エネルギー需給見通し」を策定しました。また、政府は地球温暖化対策推進本部で「日本の約束草案」として、新たな温室効果ガス削減目標値を正式決定しました。

<新たな温室効果ガスの削減目標値>

2030年度に 2013年度比 26%削減（2005年度比25.4%削減）の水準
（削減量：約10億4,200万t-CO₂）

<国の動向の推移>

- 2012年 第四次環境基本計画（4月27日閣議決定）
環境基本法に基づき、政府の環境施策の大綱を定める計画であり、目指すべき持続可能な社会の姿を示すもの。
- 2014年 エネルギー基本計画（4月11日閣議決定）
東日本大震災の発生によるエネルギーを巡る国内外の環境の大きな変化を踏まえ、新たなエネルギー政策の方向性を示すもの。
- 2015年 長期エネルギー需給見通し（7月策定）
エネルギー基本計画を踏まえ、エネルギー施策を講じた場合に想定される将来のエネルギー需給構造の見通しであり、あるべき姿を示すもの。
- 新たな温室効果ガスの削減目標「日本の約束草案」（7月17日策定）
COP21に先立って提出された日本の2020年以降の温暖化対策に関する目標。
- 2016年 エネルギー革新戦略（4月策定）
長期エネルギー需給見通しにおける目標の実現に向け、関連制度の一体的整備を行うための戦略。
- 地球温暖化対策計画（5月13日閣議決定）
「日本の約束草案」を踏まえ、国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

これらのことと、2015年12月のパリ協定の採択を踏まえ、国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が、2016年5月13日に閣議決定されました。

この計画では、温室効果ガスを2030年度に2013年度比で26%削減するとの中期目標について、取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋をつけるとともに、長期的目標として、2050年までに80%の排出削減を目指すことを位置づけています。

表1.2 地球温暖化対策計画の主な対策・施策

部門等	主要な対策・施策
産業部門	低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証、設備・機器の省エネとエネルギー管理の徹底 等
業務その他部門	建築物の省エネ対策、機器の省エネ、エネルギー管理の徹底 等
家庭部門	国民運動の推進、住宅の省エネ対策、機器の省エネ、エネルギー管理の徹底 等
運輸部門	次世代自動車の普及・燃費改善 等
エネルギー転換部門	再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の高効率化 等
その他	分野横断的施策(J-クレジット制度の推進、水素社会の実現、事業活動における環境への配慮の促進 等)、国際協力の推進 等

出典：環境省「地球温暖化対策計画の概要」

また、すでに現れている気候変動の影響や、中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることが必要であると、政府として初の総合的・計画的な適応計画である「気候変動の影響への適応計画」が、2015年11月27日に閣議決定されました。

この計画では、気候変動の影響への適応策の推進により、当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指して、21世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、今後おおむね10年間における基本的方向が示されています。

2. 計画の目的と改定の趣旨

本市では、平成23年3月に「刈谷市環境都市アクションプラン」（以下「前計画」という。）を策定し、市民、事業者、行政等が連携・協力して、環境と経済が両立した持続可能で快適な「環境都市」を実現することを目的として、様々な取組を展開してきました。

一方で、東日本大震災以降の国の地球温暖化対策やエネルギー政策を取り巻く状況は大きく変化しています。

これらの変化に対応し、本市の環境対策への取組を更に推進し、環境と経済が両立した

持続可能で快適な環境都市を実現することを目指し、前計画の改定を行い、「環境都市アクションプラン[平成29年改定版]」（以下「本計画」という。）を策定しました。

3. 計画の位置づけ

本計画は、刈谷市環境基本条例に基づく第2次刈谷市環境基本計画を補完するもので、エネルギー起源と廃棄物によるCO₂削減対策に特化した計画とします。

また、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に規定されている「地方公共団体実行計画（区域施策編）」としての位置づけを持つものです。

国や県、市の他の計画との連携を図りながら環境都市づくりを推進していきます。

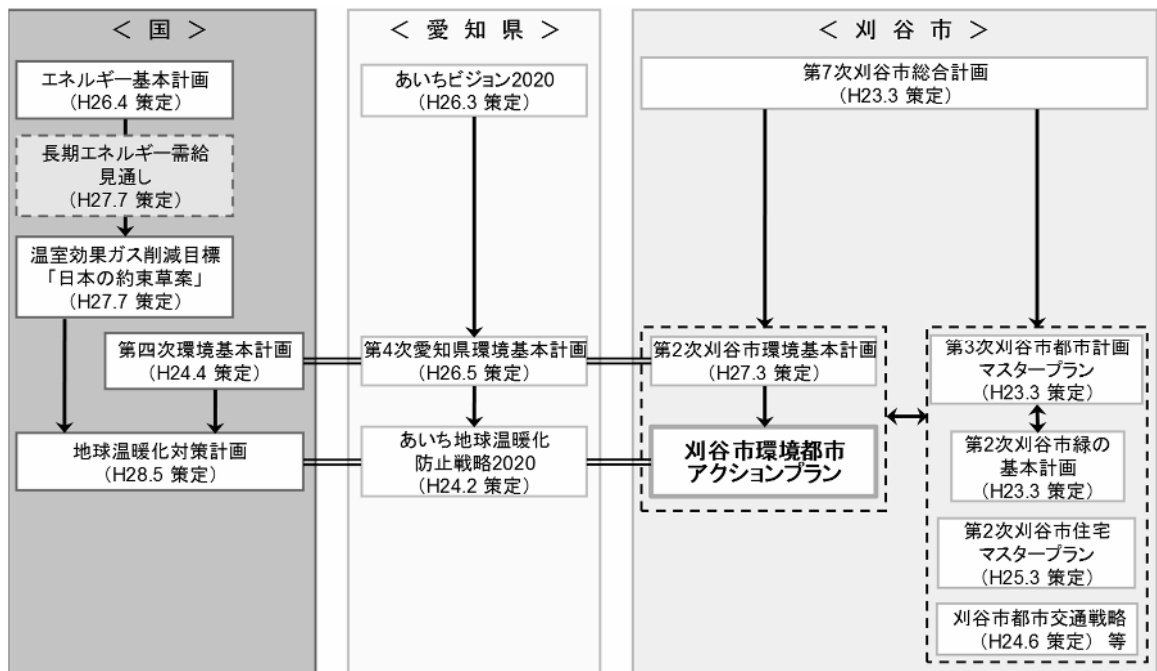


図1.2 国・愛知県・刈谷市の環境関連施策の体系

4. 計画の期間

国が示す2050年の長期目標と2030年度の中期目標を踏まえて、本市が2030年度に向けた取組を推進するための計画として策定しています。

第2章 刈谷市の現状と課題

第2章 刈谷市の現状と課題

1. CO₂排出状況

本市のCO₂排出量は、2013年度で1,560千t-CO₂であり、1990年度比で12%増加しています。

2013年度の部門別のCO₂排出量の内訳をみると、産業部門が47.5%と最も多く、次いで民生業務部門が19.8%、民生家庭部門が14.8%となっています。

また、CO₂排出量の増減率をみると、本市は、2005年度に愛知県及び全国を上回っています。

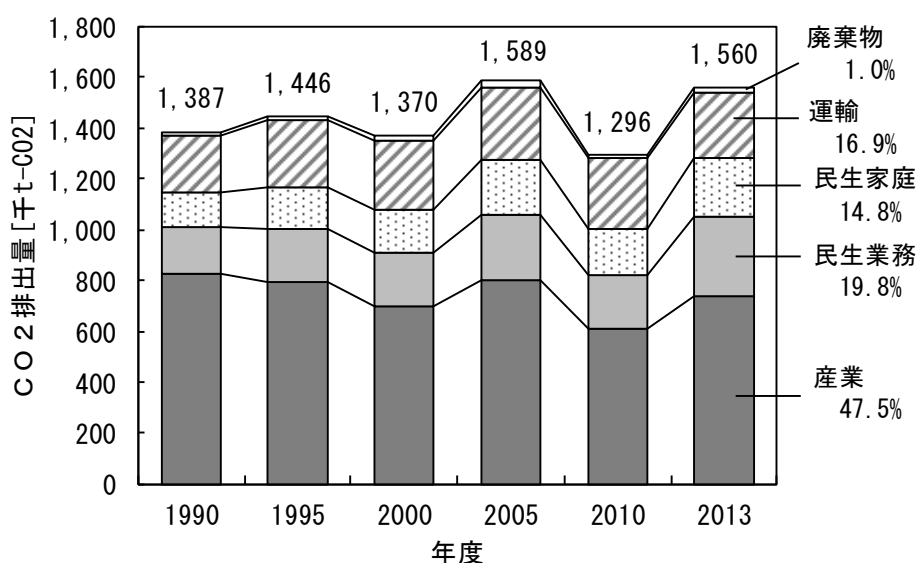


図2.1 刈谷市の部門別CO₂排出量の推移

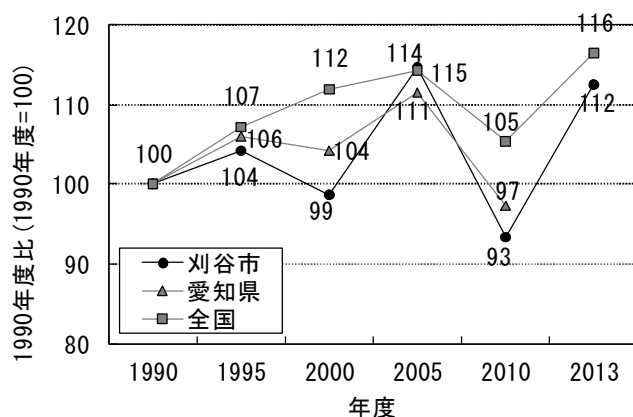


図2.2 CO₂排出量の増減率の比較

(刈谷市・愛知県・全国の産業・民生業務・民生家庭・運輸部門計)

出典：「愛知県における温室効果ガス排出量 2012年度排出量」愛知県

「日本の温室効果ガス排出量データ (1990～2014年度) 確報値」温室効果ガスインベントリオフィス

エネルギー源別のCO₂排出量をみると、2000年度から2005年度にかけて電力と都市ガスが増加しています。これは、人口や業務系床面積、生産量の増加等に伴うエネルギー消費量の増加の他に、その他石油系燃料やLPガスからの燃料転換による増加が要因と考えられます。電力については、2010年度に減少に転じていますが、2013年度に再び増加しています。これは電力のCO₂排出係数の変動が影響していると考えられます。

また、2013年度のエネルギー源別のCO₂排出量の内訳をみると、電力が51.0%と最も多く、次いで都市ガスが13.9%、LPガスが2.8%、その他石油系燃料が32.3%となっています。

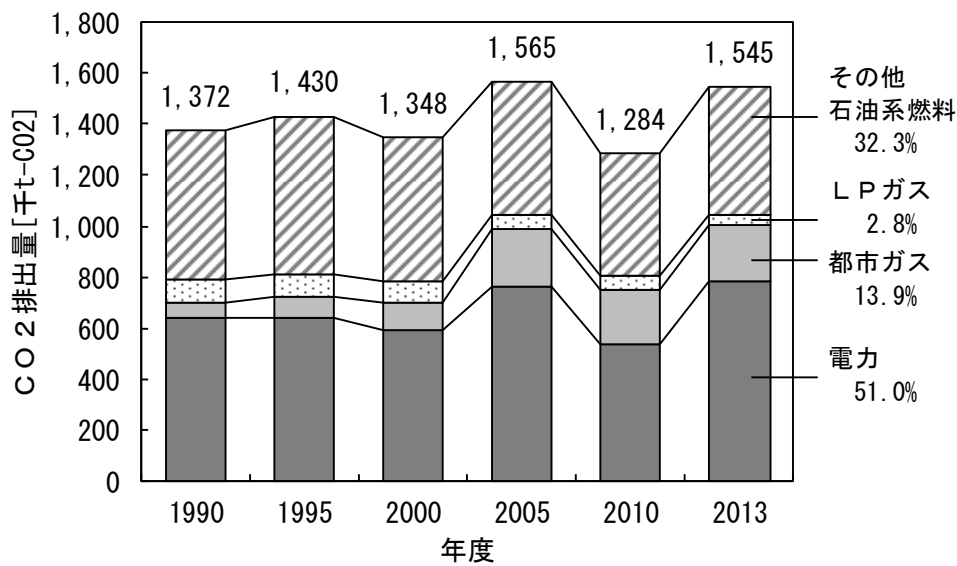


図2.3 川谷市のエネルギー源別CO₂排出量の推移 (廃棄物部門を除く値)

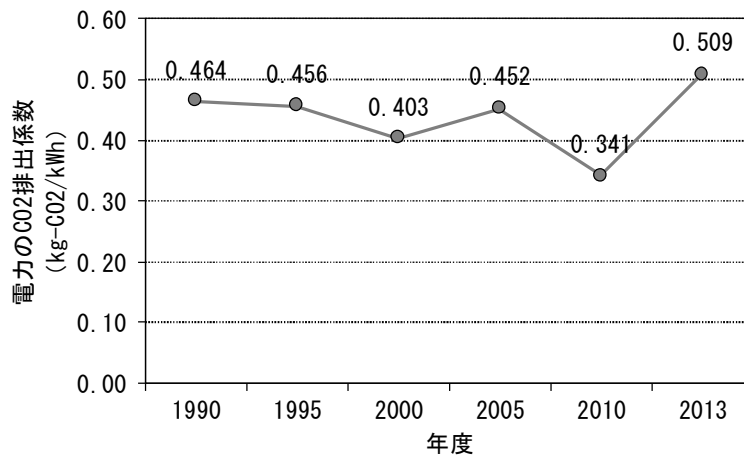


図2.4 中部電力(株)のCO₂排出係数の変遷 (2008年以降は調整後排出係数)

出典：中部電力(株)ホームページ

2. 部門別の現状分析

(1) 産業部門

産業部門におけるCO₂排出量は、2013年度で741千t-CO₂であり、1990年度比で11%減少しています。

2013年度のCO₂排出量の内訳をみると、輸送用機械器具製造業が56.2%を占めています。また、CO₂排出量の増減率は、2005年度、2013年度においては全国を上回っています。

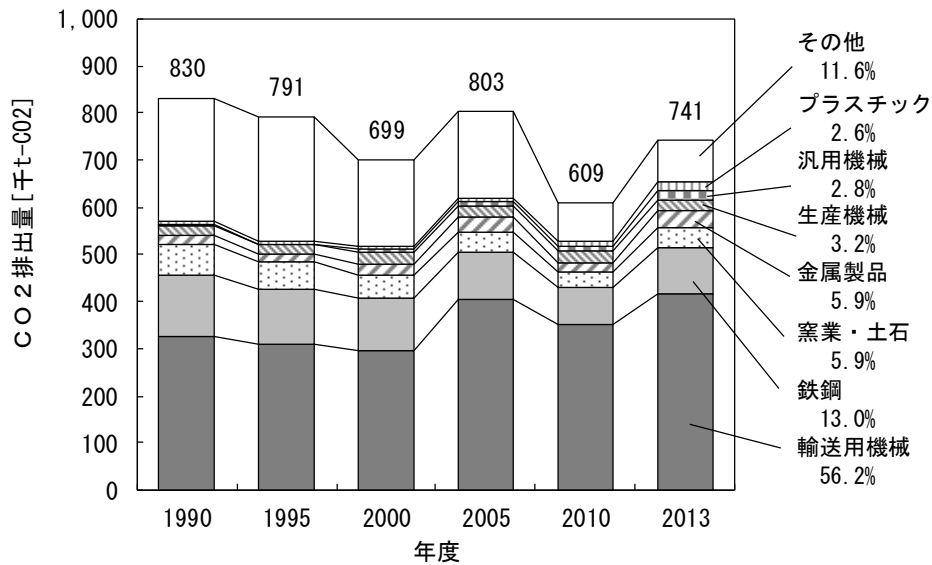


図2.5 産業部門の業種別CO₂排出量の推移

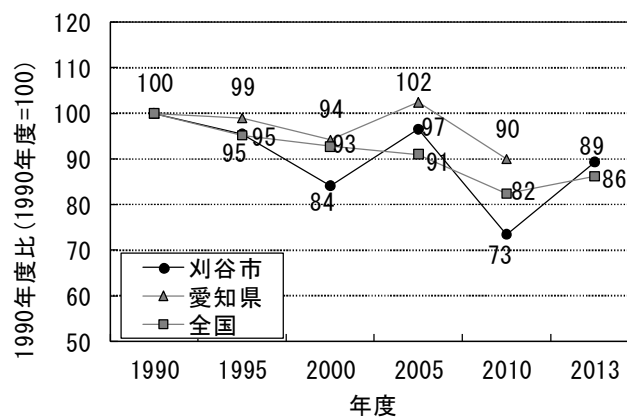


図2.6 CO₂排出量の増減率の比較(産業部門：刈谷市・愛知県・全国)

出典：「愛知県における温室効果ガス排出量 2012年度排出量」愛知県

「日本の温室効果ガス排出量データ (1990～2014年度) 確報値」温室効果ガスインベントリオフィス

エネルギー源別のCO₂排出量をみると、2000年度から2005年度にかけて電力と都市ガスが大きく増加しています。都市ガスの増加の要因としては、その他石油系燃料やLPガスからの燃料転換が影響していると考えられます。

また、2013年度のCO₂排出量の内訳をみると、電力が62.8%と最も多く、次いで都市ガスが22.6%、LPガスが1.2%、その他石油系燃料が13.4%となっています。

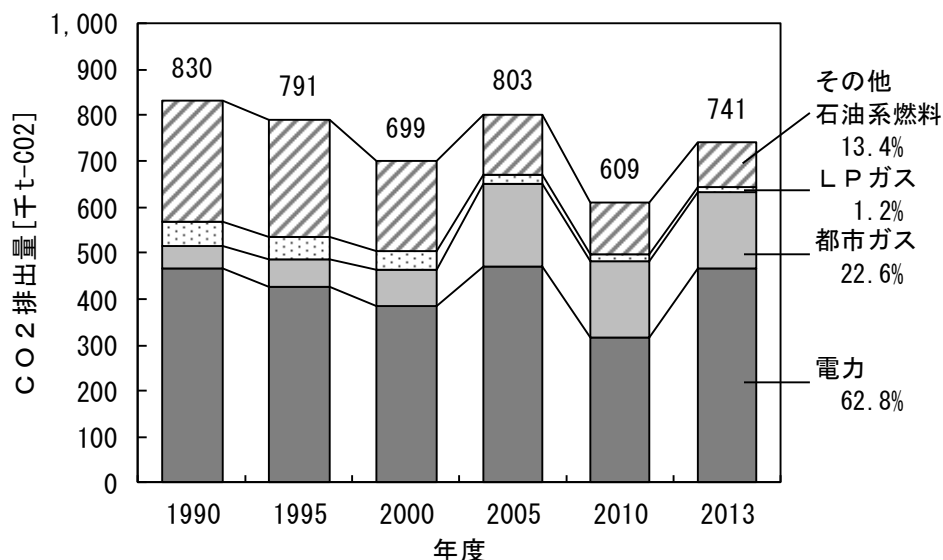
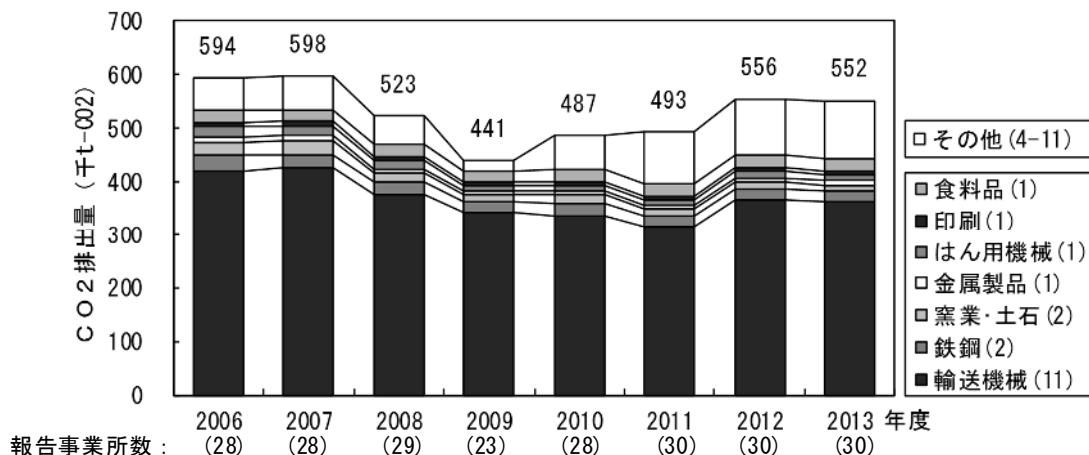


図2.7 産業部門のエネルギー源別CO₂排出量の推移

刈谷市内の大規模製造業事業所によるCO₂排出量

2013年度に、国の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK）」に報告している市内の製造業の事業所は30事業所あり、それらの事業所によるCO₂排出量は552千t-CO₂です。

※ SHKでは、報告年度の電力消費量に前年度の電力のCO₂排出係数（調整前）を乗じてCO₂排出量を算出しているため、市で算出した産業部門のCO₂排出量と比較することはできません。



* グラフでは8年間連続して報告している19事業所を明示しています。“その他”は一部期間のみ報告している事業所であり、食料品～輸送機械の業種も含まれます。凡例の(数字)は事業所数です。

図 2.8 刈谷市内の大規模製造業事業所によるCO₂排出量

出典：「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」を基に作成

(2) 民生業務部門

民生業務部門におけるCO₂排出量は、2013年度で309千t-CO₂であり、1990年度比で70%の増加となり、他の年度と比較しても大幅に増加しています。

2013年度のCO₂排出量の内訳をみると、電力が47.9%と最も多く、次いで都市ガスが7.4%、LPガスが0.8%、その他石油系燃料が43.9%となっています。

また、CO₂排出量の増減率は、2005年度、2010年度は愛知県をやや上回っていますが、全国を大きく下回っています。

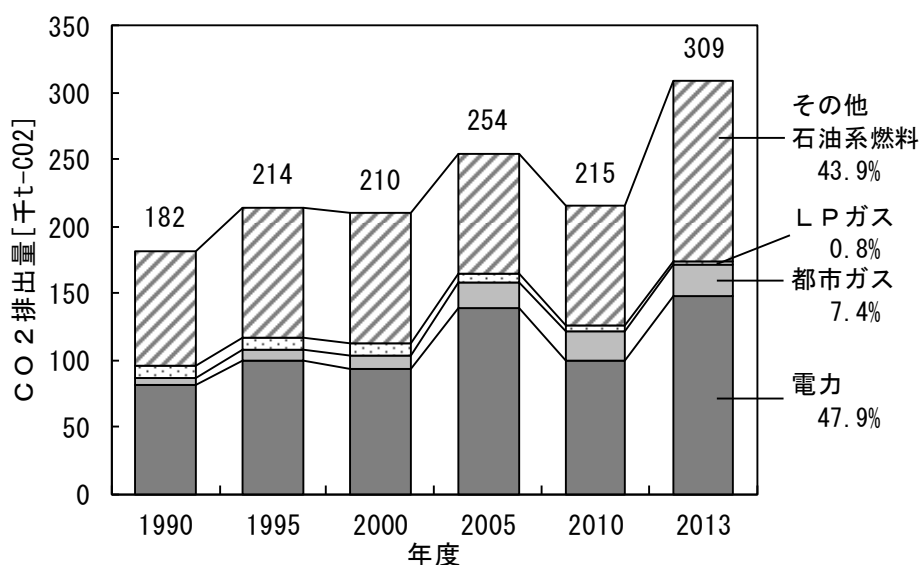


図2.9 民生業務部門のCO₂排出量の推移

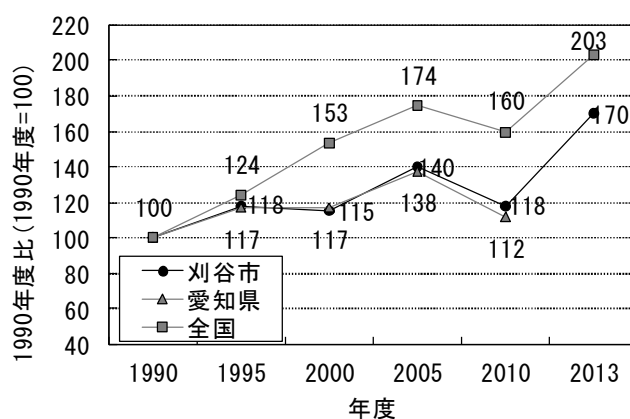


図2.10 CO₂排出量の増減率の比較(民生業務部門：刈谷市・愛知県・全国)

出典：「愛知県における温室効果ガス排出量 2012年度排出量」愛知県

「日本の温室効果ガス排出量データ (1990～2014年度) 確報値」温室効果ガスインベントリオフィス

(3) 民生家庭部門

民生家庭部門におけるCO₂排出量は、2013年度で231千t-CO₂であり、1990年度比で75%の大幅な増加となっています。特に2013年度は電力のCO₂排出量が増加していますが、これは電力のCO₂排出係数が大きくなっていることが要因と考えられます。

2013年度のCO₂排出量の内訳をみると、電力が70.8%と最も多く、次いでLPガスが13.9%、都市ガスが10.9%、灯油が4.5%となっています。

また、CO₂排出量の増減率は、全国と愛知県を上回って推移しています。

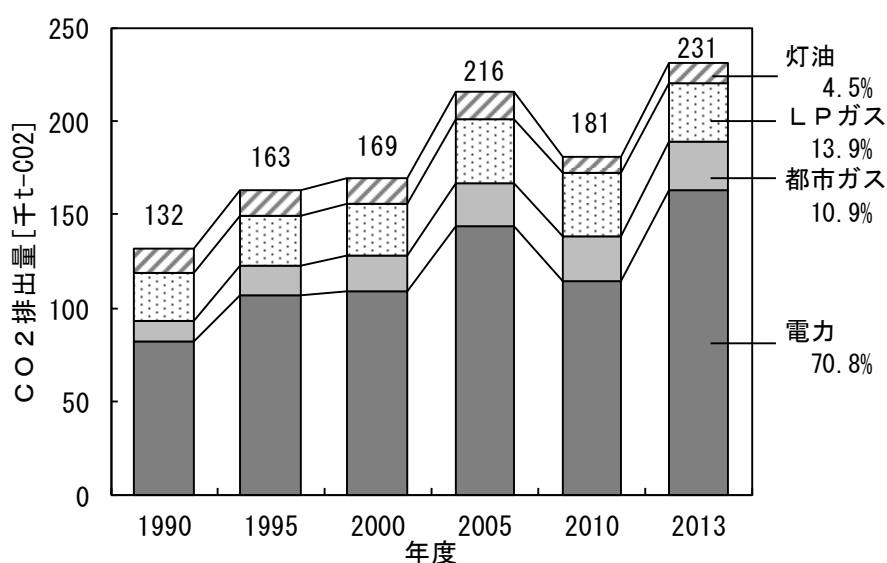


図2.11 民生家庭部門のCO₂排出量の推移

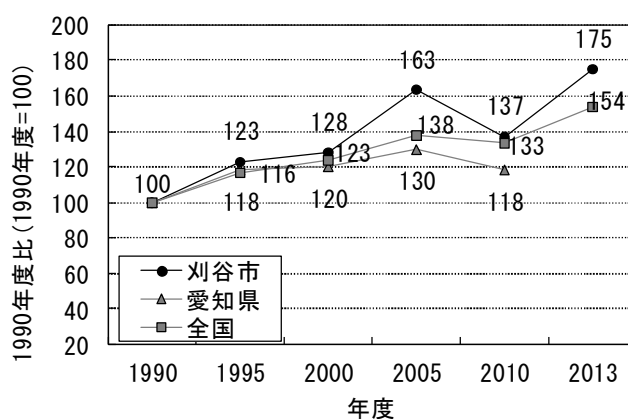


図2.12 CO₂排出量の増減率の比較(民生家庭部門：刈谷市・愛知県・全国)

出典：「愛知県における温室効果ガス排出量 2012年度排出量」愛知県

「日本の温室効果ガス排出量データ (1990～2014年度) 確報値」温室効果ガスインベントリオフィス

(4) 運輸部門

運輸部門におけるCO₂排出量は、2013年度で263千t-CO₂であり、1990年度比で16%増加しています。しかし、2005年度以降は減少傾向にあり、1995年度とほぼ同等の値となってきました。

2013年度のCO₂排出量の内訳をみると、貨物車と乗用車を合わせた自動車全体で96.3%を占め、鉄道による排出量はわずか3.7%となっています。

また、CO₂排出量の増減率は、2005年度以降減少傾向にあります。全国と愛知県を上回って推移しています。

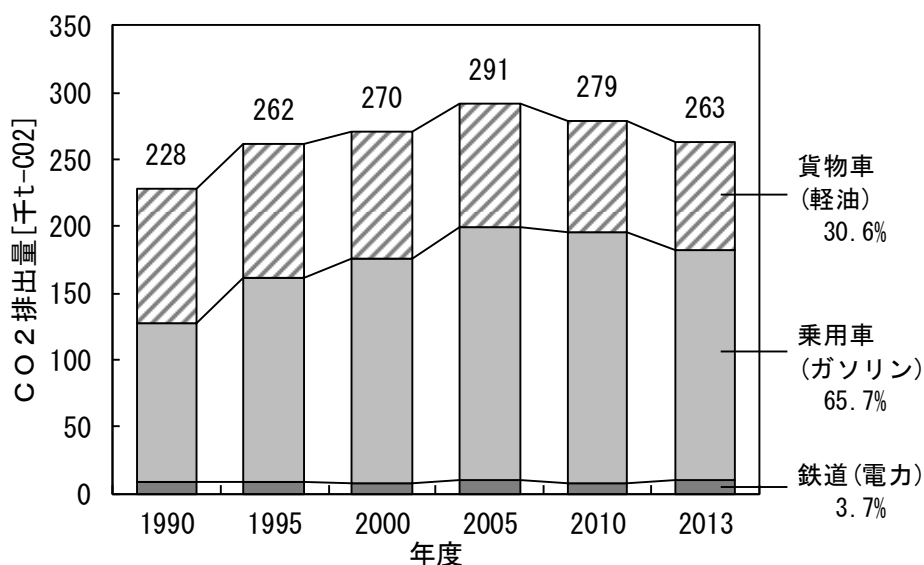


図2.13 運輸部門のCO₂排出量の推移

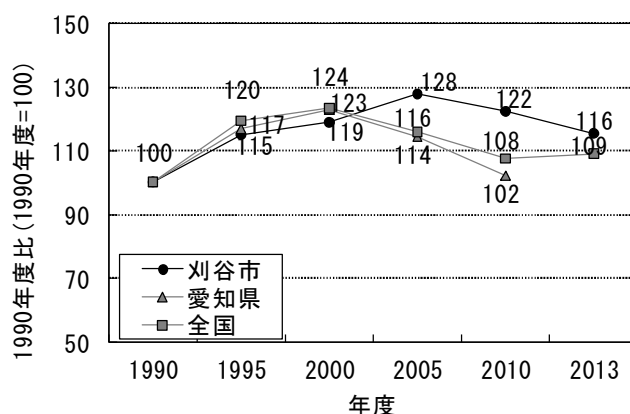


図2.14 CO₂排出量の増減率の比較(運輸部門：刈谷市・愛知県・全国)

出典：「愛知県における温室効果ガス排出量 2012年度排出量」愛知県

「日本の温室効果ガス排出量データ (1990～2014年度) 確報値」温室効果ガスインベントリオフィス

(5) 廃棄物部門

廃棄物部門におけるCO₂排出量は、2013年度で15千t-CO₂であり、1990年度比とほぼ同等の値となっています。

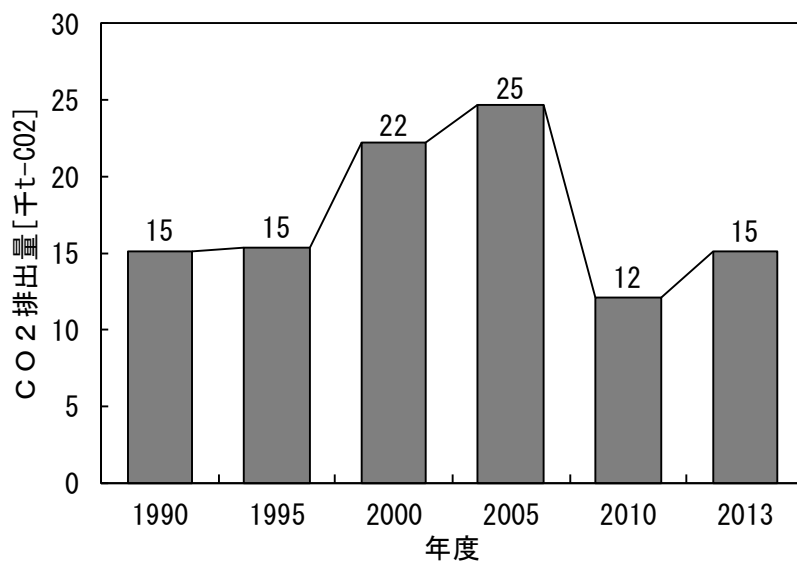


図2.15 廃棄物部門のCO₂排出量の推移

3. これまでのアクションプランの実施状況

平成23年3月に策定した前計画に基づいて、本市ではこれまでに様々な取組を実施してきました。ここでは平成27年度末までに実施した取組の一部を紹介します。

(1) 産業・エネルギー分野の取組状況

産業・エネルギー分野では、市内事業者の省エネルギー及びCO₂削減の取組や、住宅や公共施設等への再生可能エネルギーの導入を推進する取組を進めてきました。

産業エネルギー分野の主な取組	
◆ 中小事業者の環境マネジメントシステム導入支援	○ エコアクション21の認証を取得するためのセミナー等を愛知県と共同で開催。認証取得費の補助を実施。
◆ エコ事業所のPR	○ 「かりやエコマップ」を作成して、環境にやさしい取組をしている事業所を紹介。 ○ かりやeco事業所認定制度を実施。
◆ 環境関連設備設置費の補助	○ 太陽光発電を始めとする環境関連設備の導入費用に対して補助を実施。
◆ 公共施設への率先導入	○ 防災拠点等へ太陽光発電を導入し、防災性も向上。

① 住宅用太陽光発電システムの導入状況

平成23年度から平成27年度までの5年間で、設置費用を補助した住宅用太陽光発電システムは1,935件、システムの総出力は8,900kW以上です。

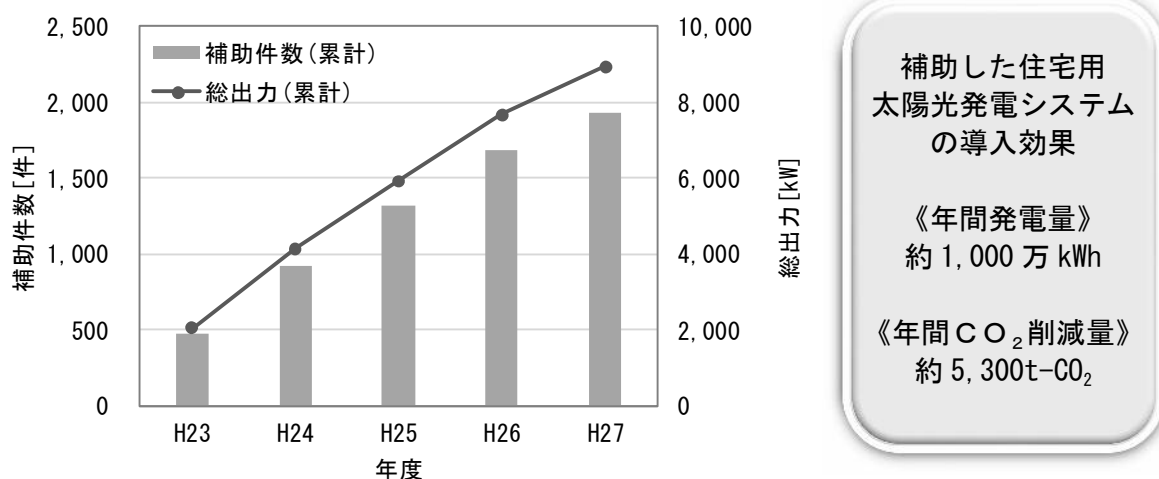


図 2.16 住宅用太陽光発電システムの設置費の補助件数と総出力

② 「かりやエコマップ」の作成

平成25年度に、市内の団体や事業者等が積極的に行っているエコな取組を紹介する「かりやエコマップ」を作成しました。エコカーの充電スタンドの位置も掲載しています。

平成26年4月に「かりやエコマップ」を発行し、市内の公共施設で3,000部を配布、市ホームページにも掲載し、市内外の方にエコな取組を知っていただくことで、事業者等のエコな取組を後押ししました。



図2.17 かりやエコマップ

③ 公共施設への太陽光発電システムや省エネ機器の率先導入

公共施設7施設へ太陽光発電システム(計73.36kW)を導入しました。また、県内初の民間事業者への小学校の屋根貸し事業を実施し、小学校に民間事業者が太陽光発電システム(計622.53kW)を設置しました。非常時には、太陽光発電システムからの電力供給を受けることができ、施設の防災性も向上しました。



図 2.18 高齢者福祉センターに設置された太陽光発電パネル

公共施設と小学校に
設置された太陽光発電
システム(695.89kW)
の導入効果

《年間発電量》
約 82 万 kWh

《年間CO₂削減量》
約 414t-CO₂

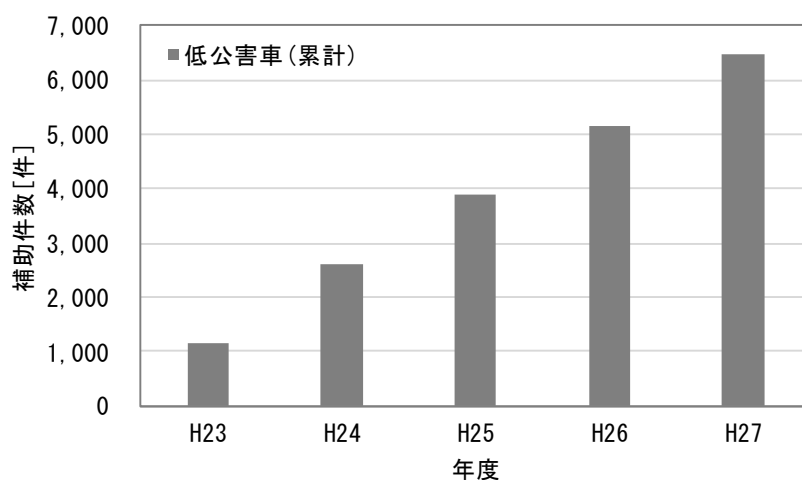
(2) エコモビリティ分野の取組状況

エコモビリティ分野では、自転車や公共交通機関の利用を促進する取組や、エコカー導入を推進する取組を進めてきました。

エコモビリティ分野の主な取組
◆ 自転車マップの作成・走行環境の把握 <ul style="list-style-type: none">○ 市民参加で市内の自転車走行環境を調査し、自転車マップを作成。
◆ 自転車に乗りやすく歩きやすい道路・街路樹の整備 <ul style="list-style-type: none">○ 自転車道、街路樹等を整備。○ 刈谷駅北口周辺交通まちづくりワークショップの開催。
◆ バスネットワークの充実 <ul style="list-style-type: none">○ 公共施設連絡バスの路線増設、ダイヤ改正、バス停の整備。
◆ エコカー利用の推進 <ul style="list-style-type: none">○ 低公害車、超小型電気自動車購入費補助の実施、拡充。○ 公用車へのエコカーの率先導入
◆ エコステーションの設置 <ul style="list-style-type: none">○ 公共施設への充電スタンド設置

① 低公害車等の導入状況

平成23年度から平成27年度までの5年間で、導入費用を補助した低公害車は6,454台になります。そのうち、EV及びPHVは192台、FCVは8台です。また、超小型電気自動車3台に補助を実施しました。



補助した低公害車の導入効果
《年間CO₂削減量》
約2,600t-CO₂

図 2.19 低公害車購入補助費の補助件数

② 自転車マップの作成

平成23年度に、自転車マップ作成ワークショップを実施しました。小学生から高齢者まで幅広い年代の市民が参加し、異世代の視線を取り入れ、自然環境や公園等の情報を盛り込んだ自転車マップを作成しました。

平成24年4月に「かりや自転車マップ」を発行し、3,000部を配布しました。マップには、自転車が走りやすい道路、走りにくい道路を明確化すると共に、自動車と自転車のそれぞれで移動した場合の所要時間、CO₂排出量等を記載し、自転車が環境に良いことを啓発しました。さらに、観光資源や公共施設等の情報を盛り込むことで、様々な用途に使用できるようにしました。



図2.20 ワークショップの様子(左)と「かりや自転車マップ」(右)

③ 公共施設連絡バス路線の増設

平成24年3月から、公共施設連絡バスの路線に「一ツ木線」と「依佐美線」の2路線を増設して、全6路線となり、利便性を向上しました。

公共施設連絡バスの
利用促進による効果
《年間CO₂削減量》
約 53t-CO₂



図 2.21 公共施設連絡バス路線図

(3) エコライフ分野の取組状況

エコライフ分野では、ごみ減量・リサイクルや緑化、環境学習等、市民1人ひとりの環境・エネルギーに配慮した行動を推進する取組を進めてきました。

エコライフ分野の主な取組	
◆	ごみ減量・リサイクルの推進
○	市、スーパー等での分別回収、リサイクルの実施。
○	生ごみ処理機器購入に対する補助の実施。
○	レジ袋削減に関する協定の締結。
◆	環境にも体にもやさしい食の推進
○	学校給食における地元食材等の活用推進。
○	産直センターでの地元農産物等の販売。
◆	市民活動の推進
○	環境支援員育成講座の実施。
◆	緑化等の推進
○	屋上緑化、壁面緑化、生垣設置に対する補助金の交付。
○	グリーンカーテンづくりの推進。
◆	市民への環境学習の場の提供
○	環境講座の実施。
◆	かりやエコポイントプロジェクトの実施
○	環境に配慮した活動に対してポイントを付与する「かりやエコポイントプロジェクト」を実施。

① 地域団体等による資源回収状況

地域団体等によって、毎年3,000～3,500tの資源が回収されています。

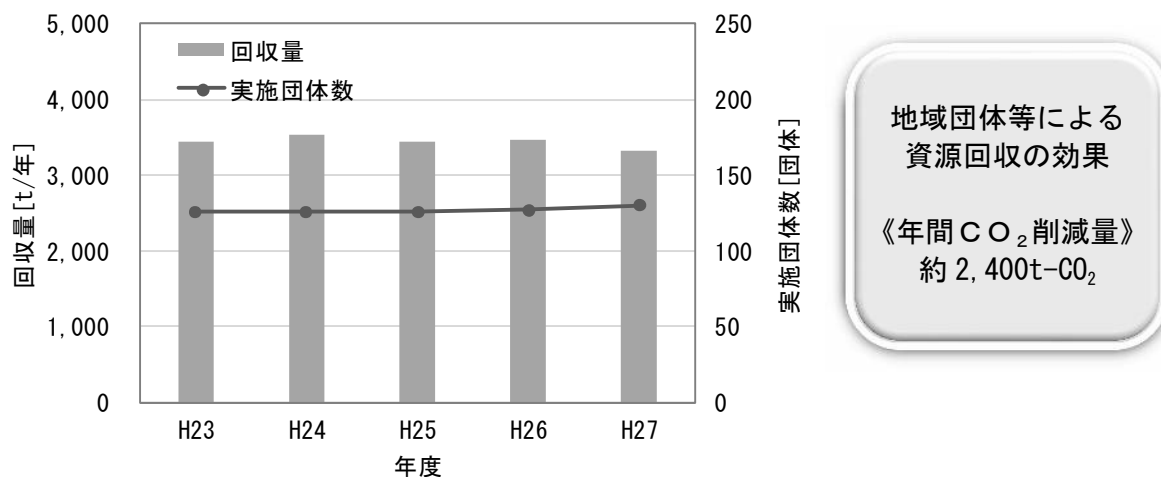


図 2.22 地域団体等による資源回収量と実施団体数

② かりやエコポイントプロジェクトの実施

平成24年度から平成27年度の4年間で3,927人、3,516世帯が参加しています。

環境に配慮した活動にポイントを付与することで、効果を見える化し、環境問題に対する意識の向上を図りました。また、ためたポイントをエコな商品等と交換することで、環境に配慮した活動への取組の促進を図りました。



表2.1 対象のエコ活動（平成27年度の場合）

種別	概要
エコ市民宣言	エコ市民宣言書の提出
	30名以上でのエコ市民宣言書の提出
	メールアドレス登録
	新規登録者の紹介
環境学習	環境学習等、指定イベントへの参加
	上記環境学習メニュー3回参加
環境家計簿	電気、ガス、灯油の使用量を報告（最大6か月）
夏の節電	7～9月の電気使用量を前年同月より削減
冬の節電	12～2月の電気使用量を前年同月より削減
ペットボトルキャップ	ペットボトルキャップの回収
省エネ機器	市が貸し出す省エネ機器の利用
グリーンカーテンコンテスト	コンテスト参加申込み、コンテスト実績報告
エコライフデー	エコライフデーチェックシートの提出
リサイクルプラザ	出品及び購入、傘の修理
おもちゃ病院	おもちゃの修理
観光案内所	電動アシスト付き自転車、超小型電気自動車の利用
継続参加	昨年度にポイント還元し、今年度にポイント発行

③ グリーンカーテンづくりの推進

市民・事業所向けにグリーンカーテンコンテストを実施し、優秀な作品を表彰しています。また、市内の幼稚園、保育園、小中学校、その他公共施設等において、グリーンカーテンづくりを実施しています。



グリーンカーテン実施効果

《年間CO₂削減量》
約 42t-CO₂

図 2.23 平成 27 年度グリーンカーテンコンテスト家庭部門最優秀賞

4. 市民及び事業者の環境やエネルギーに対する意識

(1) 市民の意識・行動等の把握

①アンケート調査の概要

市民の環境に関する意識や行動等を把握し、第2次刈谷市環境基本計画（平成27年3月策定）に反映させることを目的として、無作為抽出した20歳以上の市民を対象にアンケート調査を実施しました。このアンケート結果から、刈谷市環境都市アクションプランに関連する項目について整理しました。なお、「前回」とは、「刈谷市環境基本計画（平成17年3月策定）」の策定に際して実施された市民アンケート調査です。

②アンケート調査の集計結果

アンケートの回答は以下のとおりです。（回答数：384件）

<p>①地域レベル（住まい周辺や市内）における近年の環境の状況に対して、どのような実感を持っていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域の環境の状況は改善してきている」との回答が、前回調査より増えていきます。
<p>②地球温暖化について、現在の環境問題として関心がありますか。また、刈谷市（市民、事業者、行政等）において重点的に取り組むべきと考えますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化について「関心がある」「重点的に取り組むべき」との回答が、前回調査より増えており、地球温暖化対策の取組の重要性が高まっています。

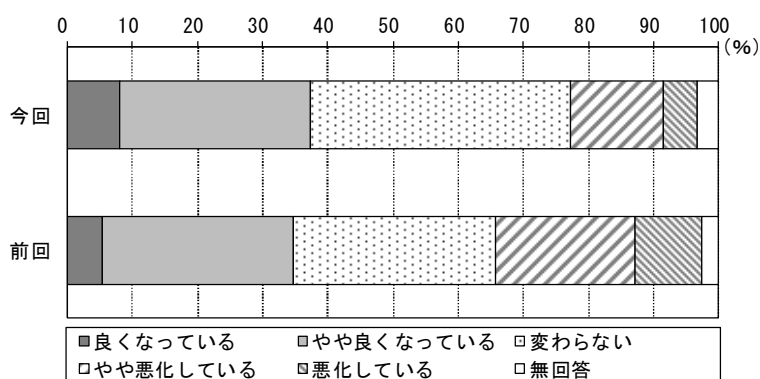


図2.24 環境に関する意識や関心の変化

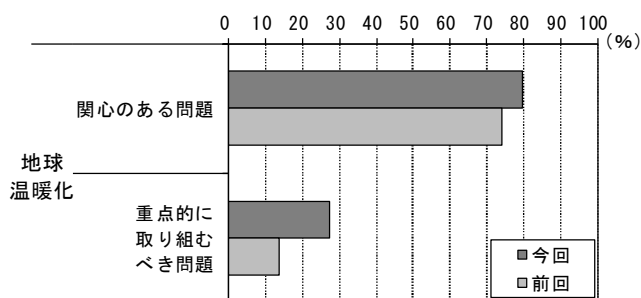


図 2.25 地球温暖化についての関心の有無と重点的に取り組むべき問題と考える割合の変化

③刈谷市の環境保全に関する取組について、どのように評価しますか。(日頃感じている満足度と重要度)

- 「水環境保全、下水道対策」「循環型社会の構築」「廃棄物の適正処理」「大気環境保全」は取組の重要性が認識され、満足度が高くなっています。
- 「まちづくりでの環境配慮」「水辺環境の保全」「緑化の推進」は重要度が高く、満足度が低くなっており、取組の更なる促進が求められています
- 「エネルギー対策」「環境関連の情報発信」は他の取組よりも満足度、重要度ともに低くなっているため、取組やその効果をわかりやすく周知していく必要があります。

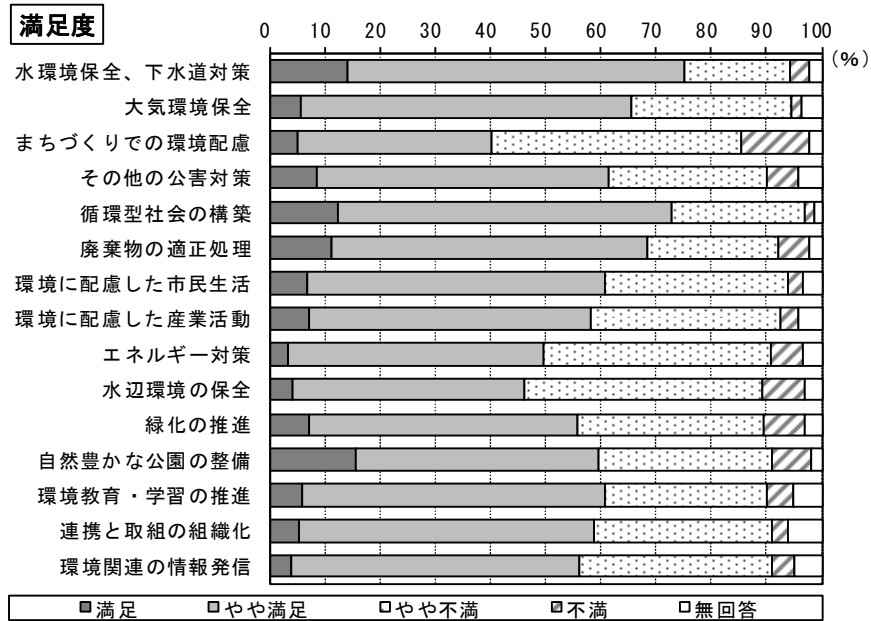


図2.26 市の環境保全に関する取組への満足度

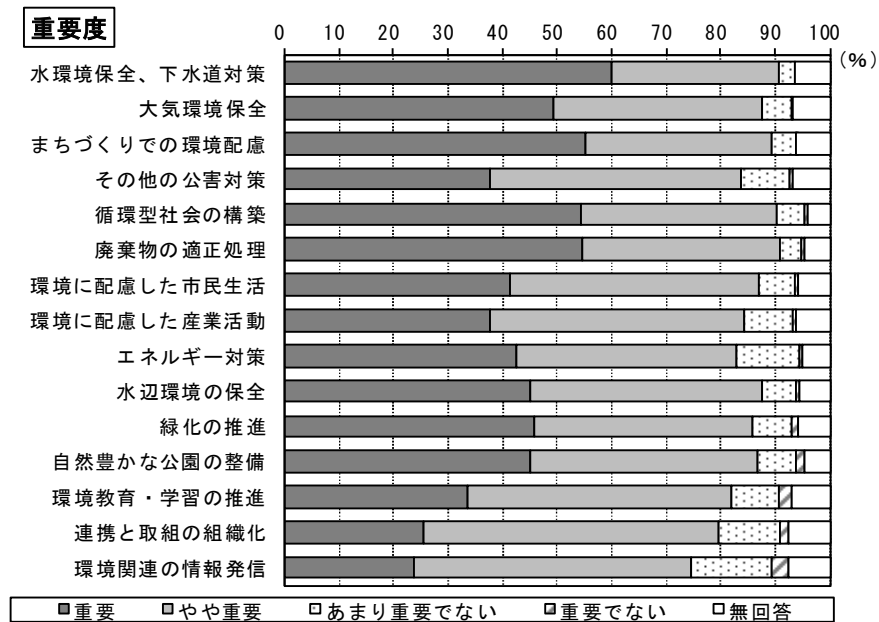


図2.27 市の環境保全に関する取組への重要度

④日常生活において、環境配慮行動をどの程度行っていますか。

- 「節電」「ごみの排出を抑える」「ごみの分別」「節水」「生活排水への配慮」「物を修理して使用」「省エネ家電の選択」は、多くの人が日常的に実施しています。
- 「節水」「生活排水への配慮」は、前回よりも実施している人が大幅に増えています。
- 「緑化活動への参加」「行政が提唱する環境活動への協力」はあまり実施されておらず、活動の魅力を上向きさせ、参加者の増加を図る必要があります。

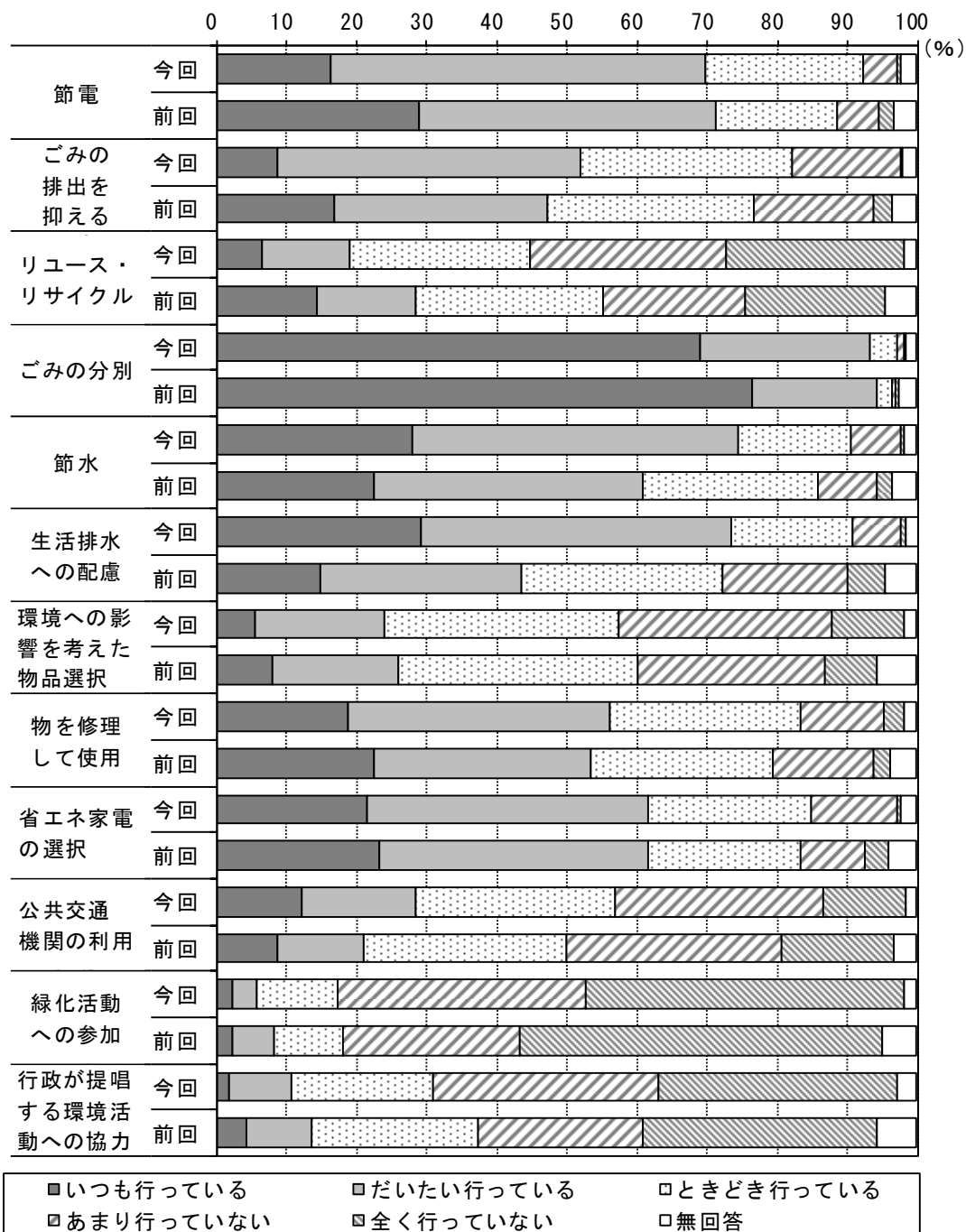


図2.28 環境配慮行動の実施状況の変化

- ⑤環境を守る上で最も重要な役割を担う主体はどれだと思いますか。
- 最も重要な役割を担う主体は「市民」との回答が、前回調査より増えており、各自が環境保全に積極的に取り組む意識が高まっています。
- ⑥環境分野において、市が今後どのようなまちになるとよいと思いますか。
- 「空気がきれいなまち」「川や池がきれいなまち」「不法投棄のない美しいまち」「緑が豊かなまち」との回答が多くなっています。
 - 「省エネルギーに取り組むまち」「環境教育・活動の機会が多いまち」「CO₂排出の少ないライフスタイルのまち」との回答は少なく、こうした取組の効果等を積極的に周知していく必要があります。

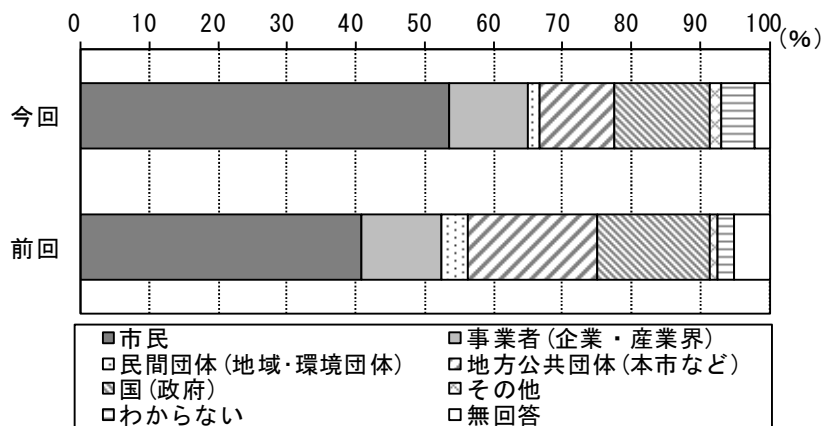


図2.29 環境保全の役割を担う主体についての考え方の変化

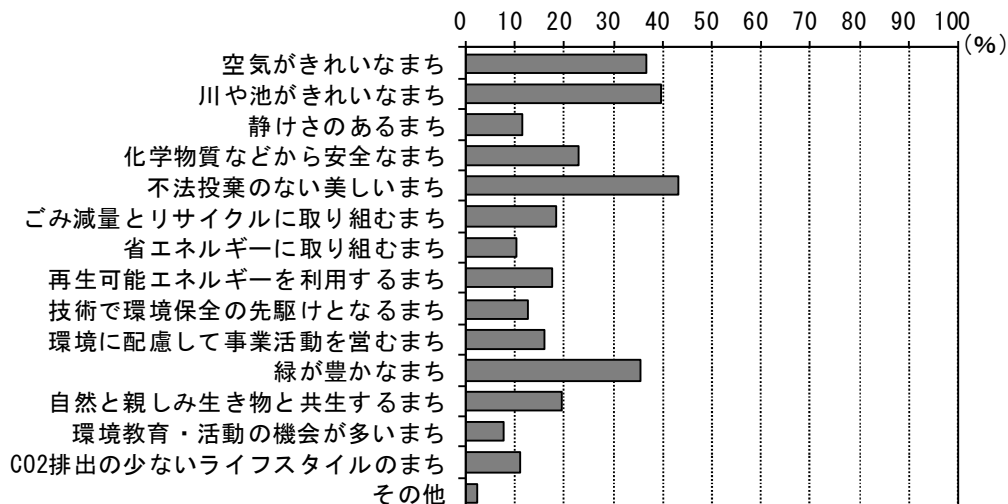


図2.30 今後のまちの環境に対する要望

(2) 事業者の活動等の把握

① アンケート調査の概要

「刈谷市環境都市アクションプラン」の施策の検討・見直しに活用することを目的として、市内の事業者（中小企業、店舗等を含む）に対して、エネルギーの使用状況や省エネ・CO₂削減を中心とした環境取組についてアンケートを実施しました。なお、「前回」とは、「環境対策事業所実態調査（平成22年3月）」で実施された事業所アンケート調査です。

② アンケート調査の集計結果

アンケートの回答は以下のとおりです。（回答数：105件）

<p>① エネルギー使用量はここ5年ほどの間にどのように変化していますか。また、増減の要因と考えられるものは何ですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー使用量の増減傾向は前回とほぼ同様です。 増加の要因は、「事業場の増設」「生産量の変化」との回答が多くなっています。 減少の要因では、前回調査より「省エネ機器の導入」との回答が増えています。また、今回新たに加えた項目である「省エネ意識向上・省エネ行動の推進」との回答も多くなっています。
<p>② エネルギーに関する担当部局・担当者を設置していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回調査より「専任または兼任の担当者を設けている」との回答が増えており、省エネ対策を積極的に取り組む事業所が増えてきています。

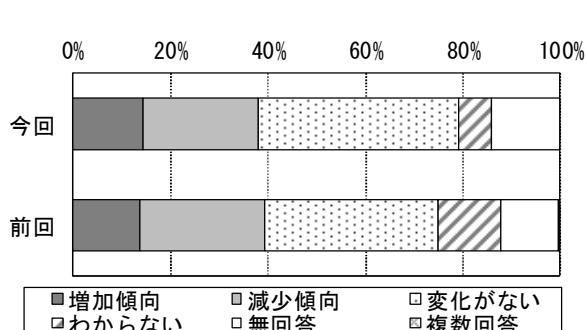


図2.31 エネルギー使用量の変化

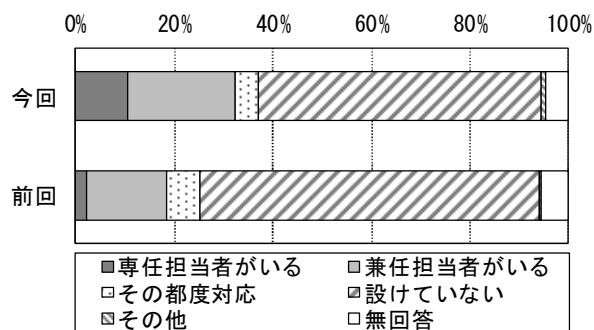


図2.32 エネルギーに関する担当部局・担当者の有無

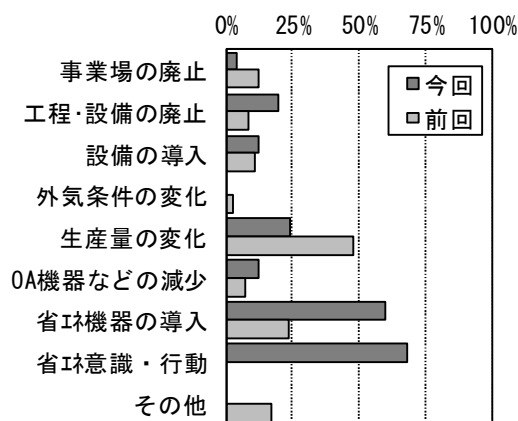
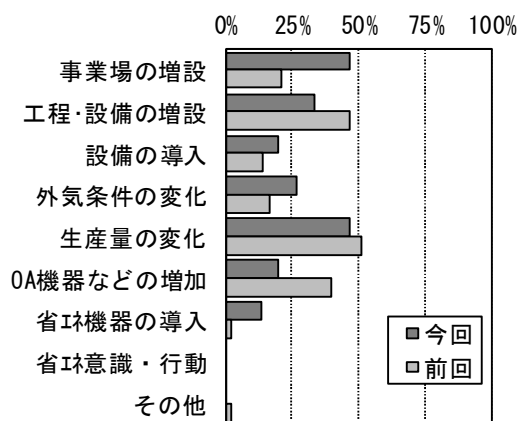


図2.33 エネルギー使用量が増加した要因（左）と減少した要因（右）

③東日本大震災後、環境・エネルギーに関する考え方や取組内容に変化はありましたか。

- 東日本大震災後の環境・エネルギーに関する考え方や取組内容は、震災以前から積極的に取り組んでおり、震災後も継続している事業所が多くなっています。

④水素エネルギーの利活用を検討していますか。

- 割合としては少ないですが、水素エネルギーの利活用を検討している事業所は、燃料電池自動車の導入/導入検討が多くなっています。

⑤エネルギー管理・省エネルギー推進に関する実行状況はどのようになっていますか。

- 前回調査より I S O 14001、エコアクション 2 1 ともに取得している事業者の割合が増えています。
- 一方で、I S O 14001を取得している事業所に比べて、中小規模事業所が取得しやすいエコアクション 2 1 の取得件数は少なくなっています。

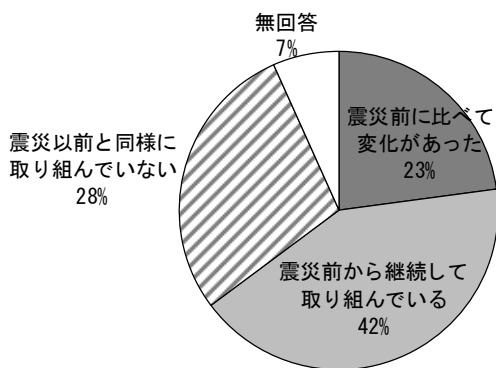


図2.34 東日本大震災後の考え方や取組内容に対する変化

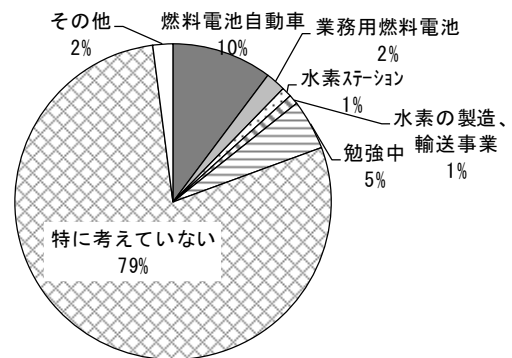


図2.35 水素エネルギーの利活用検討

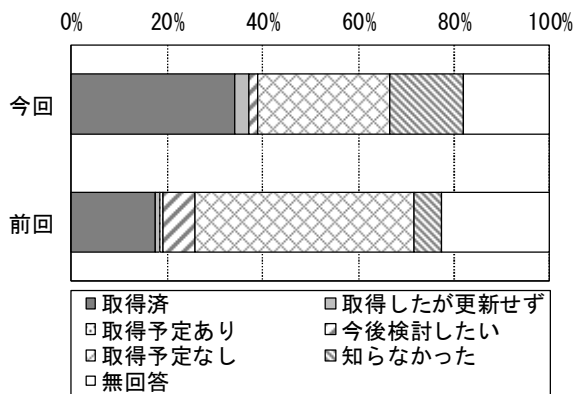


図2.36 I S O 14001取得状況

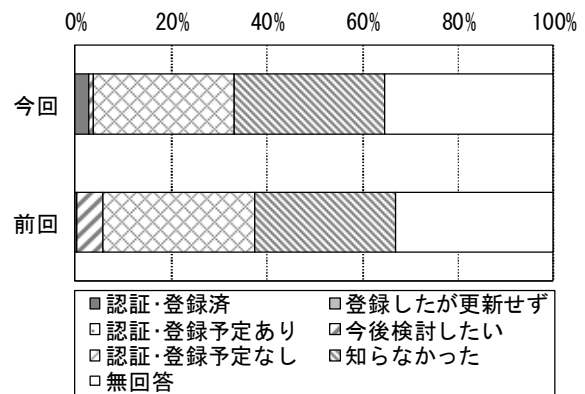


図2.37 エコアクション 2 1 取得状況

- ⑥自動車通勤者の割合はどのくらいですか。
- 大半の従業員が自動車通勤をしていますが、駐輪場の整備や自転車通勤者への手当支給等に取り組んでいる事業所もあり、前回調査より自動車通勤者割合は減少傾向にあります。
- ⑦業務用車両への低燃費車・低公害車等のエコカーの導入状況はどのくらいですか。
- 業務用車両へのエコカーの導入はあまり進んでいません。
 - 導入されているエコカーでは、前回調査よりハイブリッドの割合が増えています。

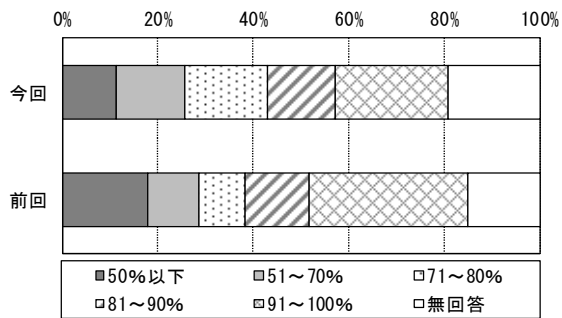


図2.38 自動車通勤者の割合

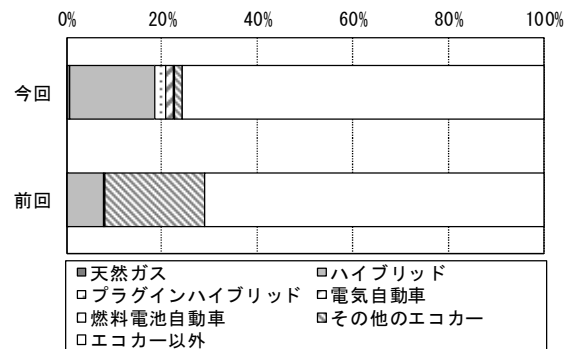


図2.39 全業務用車両中のエコカーの割合
※「プラグインハイブリッド」、「燃料電池自動車」は、今回新たに追加した項目。

- ⑧再生可能エネルギーを導入していますか。
- 再生可能エネルギーを導入していない事業所が大半ですが、前回調査より導入している事業所の割合は増えています。
- ⑨再生可能エネルギーを導入・利用したいと思いますか。導入・利用したいと思います場合、その理由は何ですか。
- 導入・利用したいと思います事業所が多くなっています。
 - 導入・利用したいと思います理由としては、「設置費用が高い」「導入効果がわからない」「維持管理が大変」との回答が多くなっています。

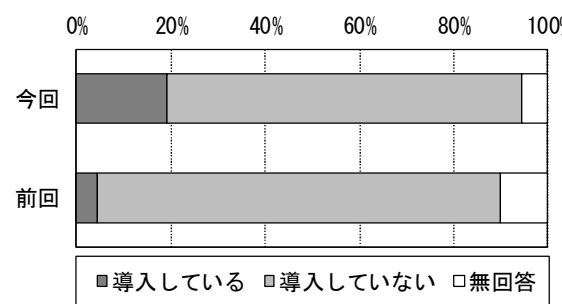


図2.40 再生可能エネルギーの導入状況

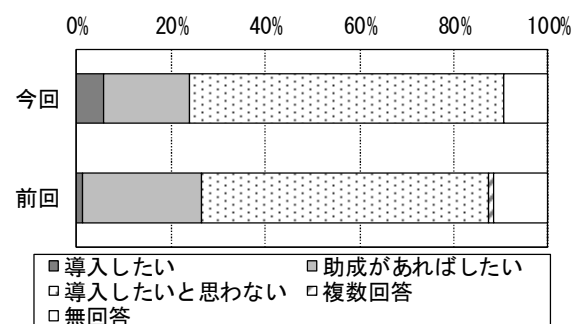


図2.41 再生可能エネルギー等の導入・利用について

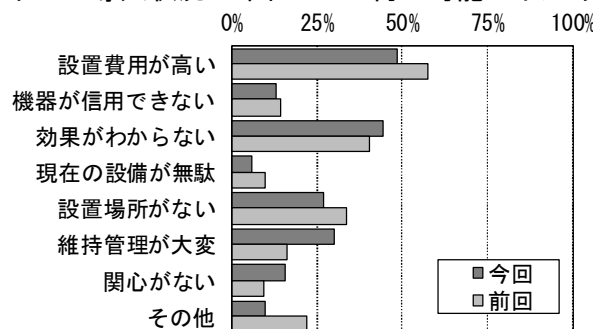


図2.42 導入・利用したいと思わない理由

⑩刈谷市の低炭素まちづくりに関する取組を知っていますか。

- 本市の低炭素まちづくりに関する取組の認知度は、20～40%程度のものが多くなっています。
- 認知度が高い取組には、「再生可能エネルギーの設置費補助」「駐輪場整備」「低公害車購入補助」「グリーンカーテン」「低公害車導入」があります。

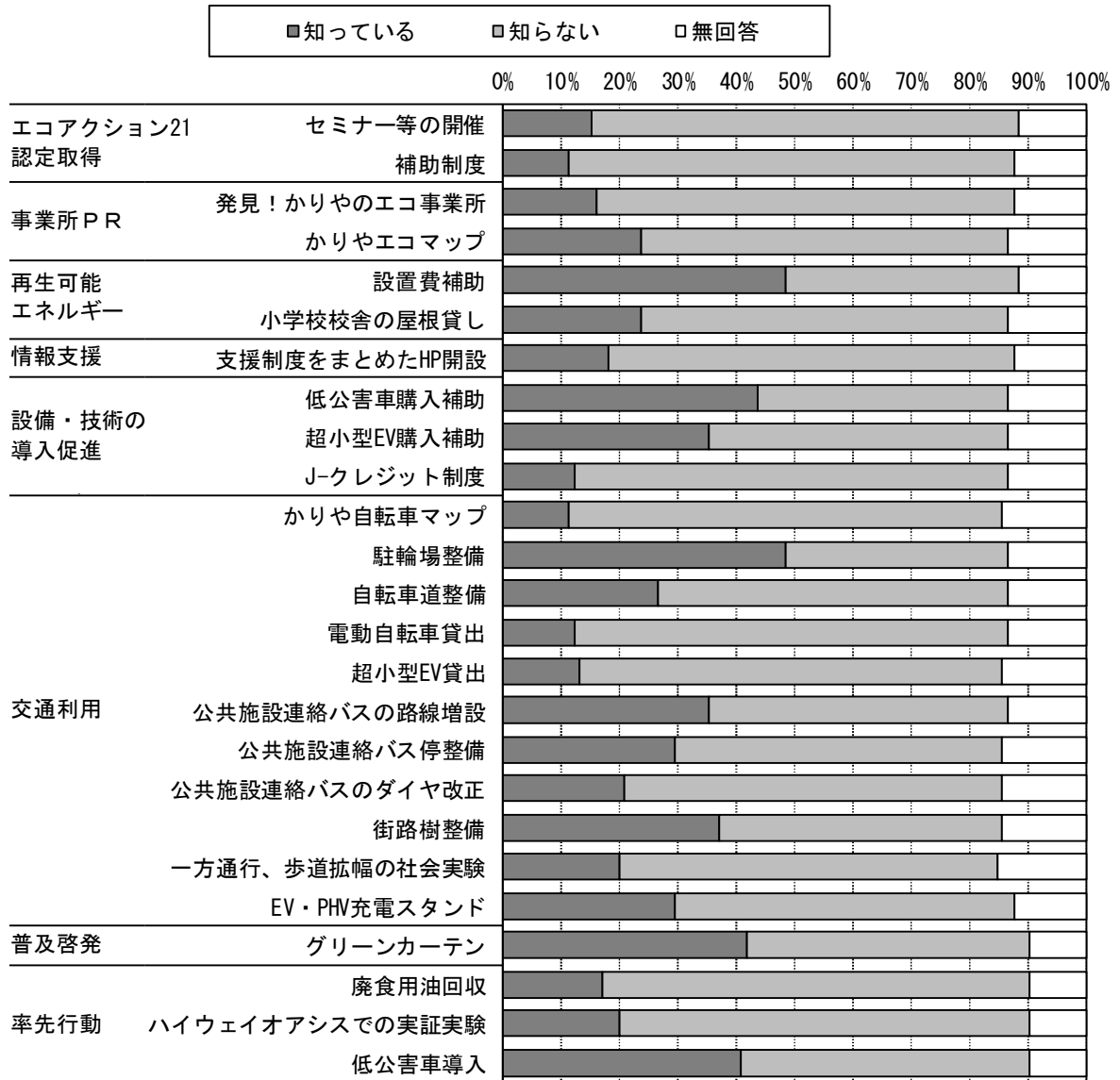


図2.43 刈谷市の低炭素型まちづくりに関する取組への認知度

5. 低炭素まちづくりの課題と方向性の整理

市民・事業者の環境・エネルギーに関する意識や前計画の進捗状況、推進会議での議論等を踏まえて、以下のように取組の見直しの方向性を整理しました。

1) 産業・エネルギー分野
<ul style="list-style-type: none">○ エネルギー管理の重要性や環境及び省エネに対する事業者の意識は高まっているものの、マネジメントシステムの認証を取得している事業者は少ない。 ⇒事業者（特に中小事業者）への環境及びエネルギーのマネジメントの重要性と手法の周知が必要である。○ 省エネ機器の導入等の環境・エネルギー対策に関して、理解は得られつつあるが、取組実施や設備投資までに及ばない。 ⇒取組実施や設備投資を推進するために、取組効果の見える化等の情報提供が必要である。○ 市内事業者が水素エネルギー利用に取り組み始めているため、市も協力して推進していく。○ 事業者の取組努力が市民に見えるようなPRが必要である。
2) エコモビリティ分野
<ul style="list-style-type: none">○ バス等の公共交通機関の利用者は増えてきているが、更に利便性を向上させ、利用者の増加を図る必要がある。○ 徒歩や自転車等で移動しやすい快適なまち空間の整備、市内の緑化及び都市計画を合わせて進めていく必要がある。
3) エコライフ分野
<ul style="list-style-type: none">○ 地球温暖化等の環境への関心は高まっているが、取組の実践にまでは結びついていない。 ⇒省エネや環境に配慮したライフスタイル等の市民レベルでの取組が重要であることの周知が必要である。○ 取組効果の見える化等、取組の実践を促すための情報提供が必要である。
4) 分野共通
<ul style="list-style-type: none">○ 事業者と市民を繋ぐ取組として、事業所の環境学習・見学プランを活用した市民や学校向けの環境学習を推進していく。○ 費用が掛かる設備導入等への適切な導入費助成を引き続き実施していく。○ 市民、事業者、行政等が協働で取り組めるような機運づくりが必要である。

第3章 刈谷市が目指す環境都市の姿

第3章 刈谷市が目指す環境都市の姿

1. 環境都市の将来像

本市に関わる市民、事業者、行政等といった各主体が持つ力を出し合って、都市や産業の活力を維持・発展させながら、同時に環境と調和した低炭素な都市にしていきたいという思いから、刈谷市の将来環境都市像を次のようにします。

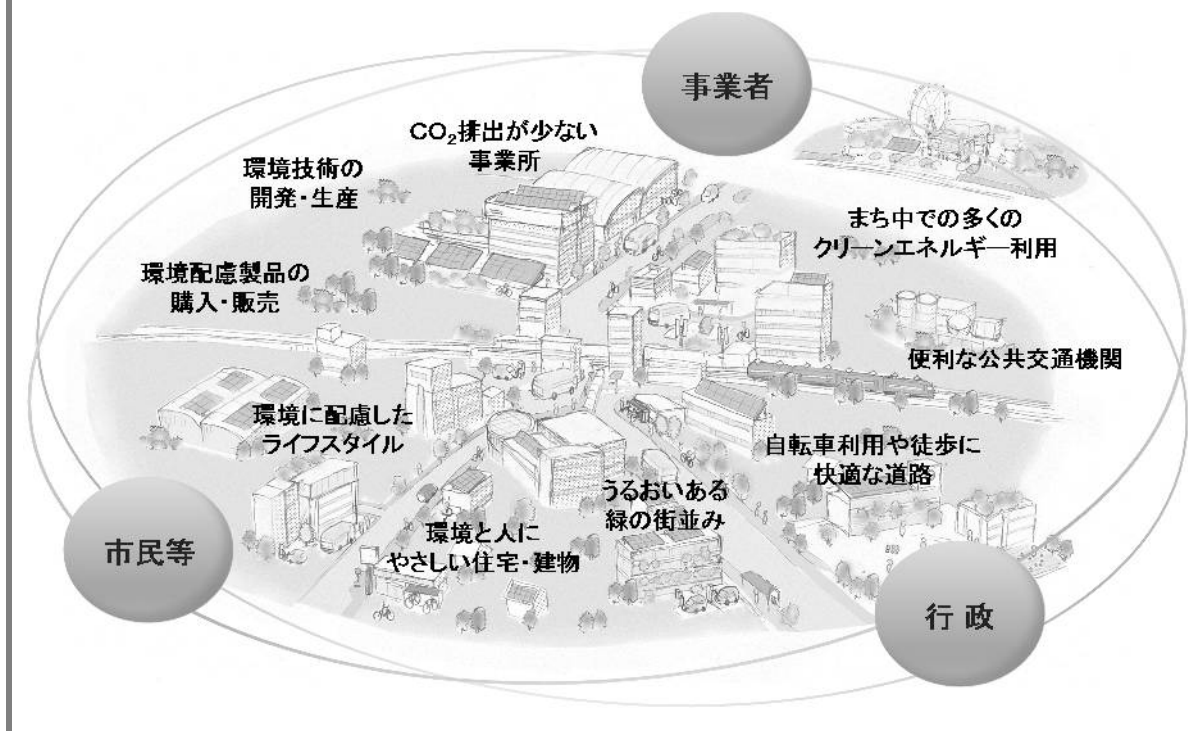
かりやの技術・行動・情報力が織りなす“E-smile都市かりや”

- ◆ 市民、事業者、行政等それぞれの技術力、行動力、情報力等が連携し、総合的な取組が行われているまち
- ◆ 産業の高水準な技術を活用したクリーンエネルギーの使用や省エネルギーの実践によって、CO₂の排出が大幅に抑えられるとともに、産業が活性化し、安全・安心が確保されているまち
- ◆ 自転車、公共交通機関、徒歩、エコカーがバランス良く活用され、子どもから高齢者まで、みんなに便利で低炭素な交通手段が整ったまち
- ◆ 環境にやさしい社会のしくみが整い、ライフスタイルが無理なく低炭素化へ転換され、市民一人ひとりが環境に配慮しながら、快適に暮らしているまち

< “E-smile都市かりや”とは >

本市に住み、活動する人たちが良い笑顔（E-smile）でいられる産業、交通、生活、エネルギーがバランス良く揃った持続可能な本市の将来環境都市像です。

※ E-smile … Environment（環境）－ Sustainable（持続可能な）、Mobility（移動性：交通）、Industry（産業）、Life（生活）、Energy（エネルギー）



2. CO₂削減目標

(1) CO₂排出量の将来推計

本市の将来のCO₂排出量は、地球温暖化対策を現状のまま固定し、今後新たな追加対策を行わない場合における現状趨勢（BAU）として将来推計を行います。推計年度は、短期：2020年度、中期：2030年度、長期：2050年度とします。

① 推計方法

CO₂排出量は活動量（製造品出荷額等や世帯数等）の増減に伴い変化をします。部門・分野ごとに、推計年度の活動量と原単位（単位変数あたりのエネルギー消費量）を設定し、それらに乗じて算出したエネルギー消費量等から将来のCO₂排出量を推計します。

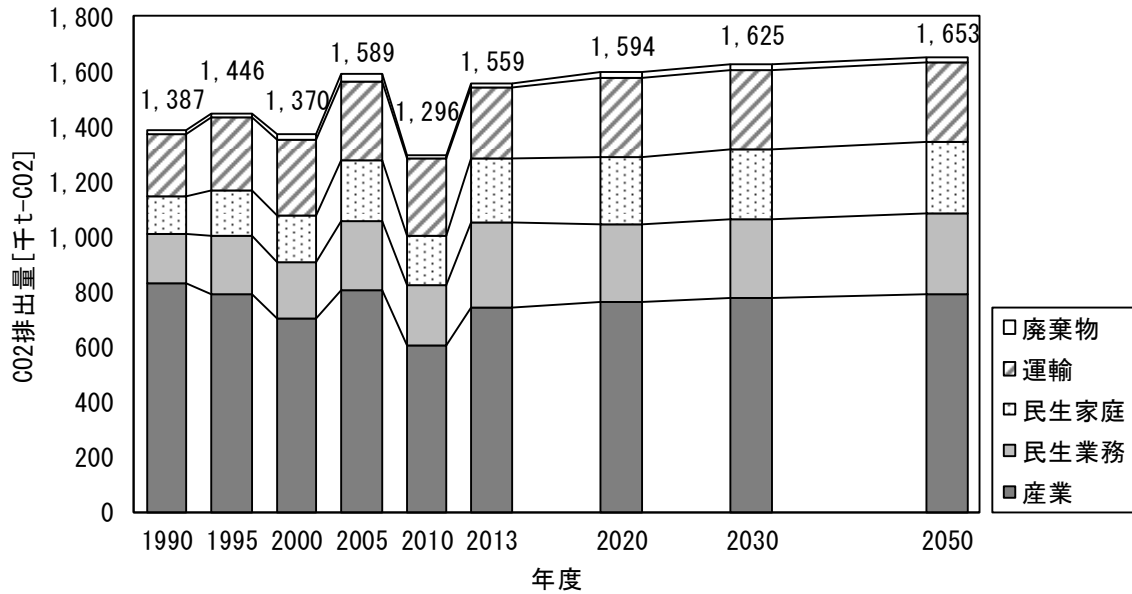
CO ₂ 排出量将来推計の基本的算定式
将来のCO ₂ 排出量＝活動量×原単位×CO ₂ 排出係数

表3.1 部門別の活動量と原単位

部門	分野	活動量	原単位
産業	農林 水産業	2000～2013年度の農業産出額の トレンドから推計	2000～2013年度の農業産出額あ たりのエネルギー源別消費量の トレンドから推計
	建設業 ・ 鉱業	2000～2013年度の従業者数のト レンドから推計	2000～2013年度の従業者数あた りのエネルギー源別消費量のト レンドから推計
	製造業	2000～2013年度の製造品出荷額 等のトレンドから推計	2000～2013年度の製造品出荷額 等あたりのエネルギー源別消費 量のトレンドから推計
民生業務		2000～2013年度の業務系延床面 積のトレンドから推計	2000～2013年度の業務系延床面 積あたりのエネルギー源別消費 量のトレンドから推計
民生家庭		「刈谷市の人口ビジョン」におけ る人口の将来展望及び2000～ 2013年度の世帯人数のトレンド から推計	2000～2013年度の世帯あたりの エネルギー源別消費量のトレンド から推計
運輸		2000～2013年度の一人あたりの 自動車保有台数のトレンドから 推計	2000～2013年度の自動車保有台 数あたりのCO ₂ 排出量のトレンド から推計
廃棄物		2000～2013年度の可燃物収集処 理量のトレンドから推計	2000～2013年度のプラスチック 組成率のトレンドから推計

②CO₂排出量の将来推計結果

本市の将来のCO₂排出量は、2020年度に1,594千t-CO₂、2030年度に1,625千t-CO₂、2050年度に1,653千t-CO₂と推計されました。2013年度を基準として比較すると、2020年度は2.2%、2030年度は4.2%、2050年度は6.0%増加することが予想されます。



部門	2013年度	2020年度		2030年度		2050年度	
	CO ₂ 排出量 [千t-CO ₂]	CO ₂ 排出量 [千t-CO ₂]	2013 年度比	CO ₂ 排出量 [千t-CO ₂]	2013 年度比	CO ₂ 排出量 [千t-CO ₂]	2013 年度比
産業	741	764	3.1%	775	4.6%	789	6.5%
民生業務	309	279	-9.6%	286	-7.3%	295	-4.5%
民生家庭	231	245	5.8%	254	9.9%	263	13.5%
運輸	263	288	9.3%	291	10.4%	288	9.3%
廃棄物	15	19	25.5%	19	24.6%	19	23.5%
合計	1,559	1,594	2.2%	1,625	4.2%	1,653	6.0%

※端数処理のため数値の合計が一致していない場合があります。

図3.1 刈谷市のCO₂排出量の将来推計

(2) CO₂削減目標設定の考え方

温暖化対策に関する施策によるCO₂削減効果を積み上げる手法（フォアキャスト）により、本市の将来のCO₂削減目標を設定しました。

なお、CO₂削減効果は、国の施策と本市の施策について、以下の条件から推計しました。

表3.2 CO₂削減効果の推計条件

国の施策	<ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策計画」に示される中期目標(2030年度)に向けた国の施策によるCO₂削減効果から推計。 電力のCO₂排出係数の低減によるCO₂削減効果を推計。 (2030年度の電力のCO₂排出係数目標値：0.370kg-CO₂/kWh)
市の施策	<ul style="list-style-type: none"> 前計画における刈谷市独自の施策からCO₂削減効果を推計。

本市におけるCO₂削減効果を推計すると、2020年度で91,440t-CO₂、2030年度で465,969t-CO₂となり、削減率は、2013年度比で2020年度が約4%削減、2030年度が約26%削減となります。

表3.3 刈谷市におけるCO₂削減効果

		2013年度	2020年度	2030年度
現状趨勢(BAU) [t-CO ₂]…①		1,559,463	1,594,481	1,625,209
CO ₂ 削減量 [t-CO ₂]	国の施策	—	80,761	266,005
	電力のCO ₂ 排出係数	—	—	174,845
	市の施策	—	10,679	25,120
合計…②		—	91,440	465,969
施策実施後のCO ₂ 排出量[t-CO ₂]…(①-②)		1,559,463	1,503,041	1,159,240
削減率	現状趨勢(BAU)比	—	5.7%	28.7%
	2013年度比	—	3.6%	25.7%

※端数処理のため数値の合計が一致していない場合があります。

※電力のCO₂排出係数による削減効果は、中部電力(株)の2014年度CO₂排出係数(0.494kg-CO₂/kWh)と国の2030年度排出係数目標値(0.370kg-CO₂/kWh)から算出しています。

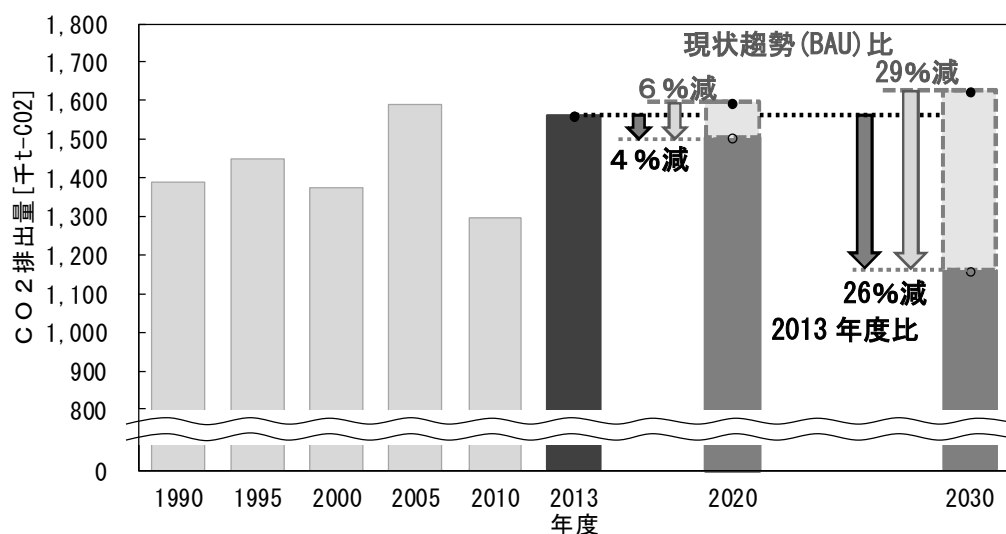


図3.2 2030年度における刈谷市のCO₂削減効果の推計

(3) CO₂削減目標

刈谷市における2030年度のCO₂削減目標

2013年度比で26%削減 (現状趨勢(BAU)比で29%削減)

CO₂削減効果の推計結果より、本市における2030年度のCO₂削減目標は、現状趨勢(BAU)比で29%削減、国の削減目標基準である2013年度比で26%削減とします。また、2050年度は国の削減目標を踏まえ、現状趨勢(BAU)比で78%削減、2013年度比で77%*削減を目指すこととします。

*国の2050年の温室効果ガス削減目標は2013年比で80%ですが、これはCO₂以外のCH₄、N₂O、SF₆等が含まれています。本計画はCO₂のみの削減目標のため、国の削減目標のうち約96.0%を占めるCO₂の削減目標を77%としました。

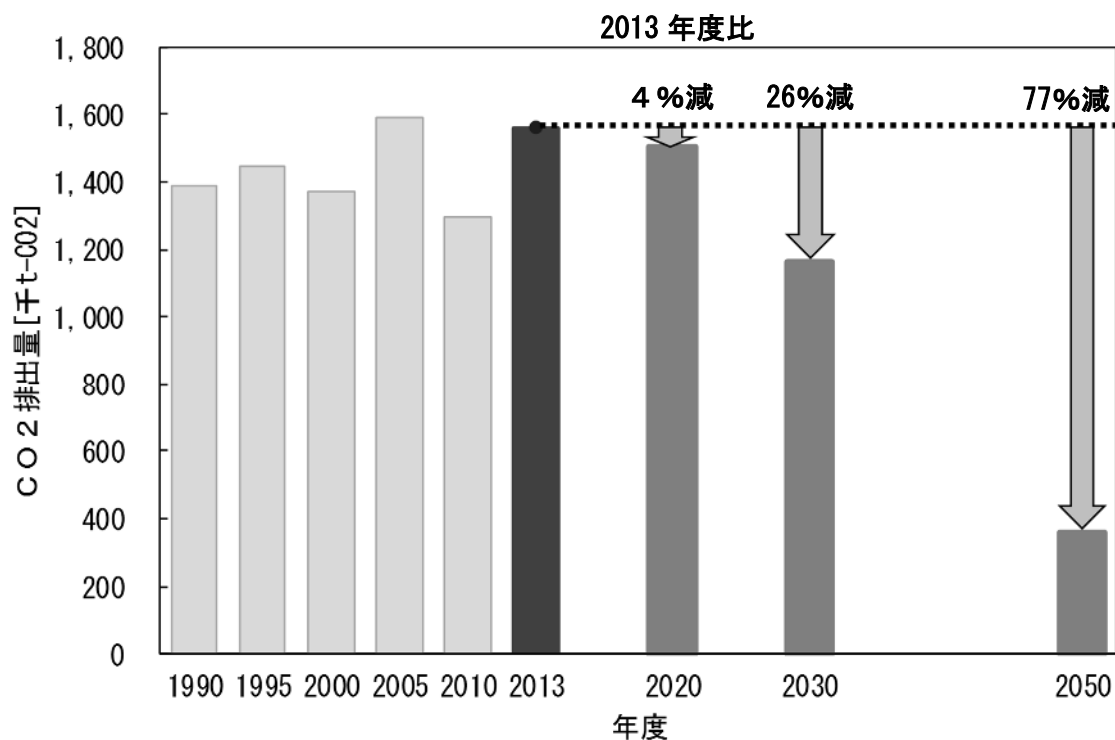


図3.3 刈谷市のCO₂削減目標

第4章 2030年度に向けた取組

第4章 2030年度に向けた取組

1. 取組の考え方と体系

(1) 施策の基本方針

本市の将来環境都市像の実現に向けて、本市の「産業、交通、暮らし」の各分野に関わるすべての主体が持っている力を出し合って連携し、取組を促進しながら総合的な低炭素型まちづくりを推進するとともに、市内の快適性や安全・安心の向上、コミュニティや事業者活動の活性化を目指します。

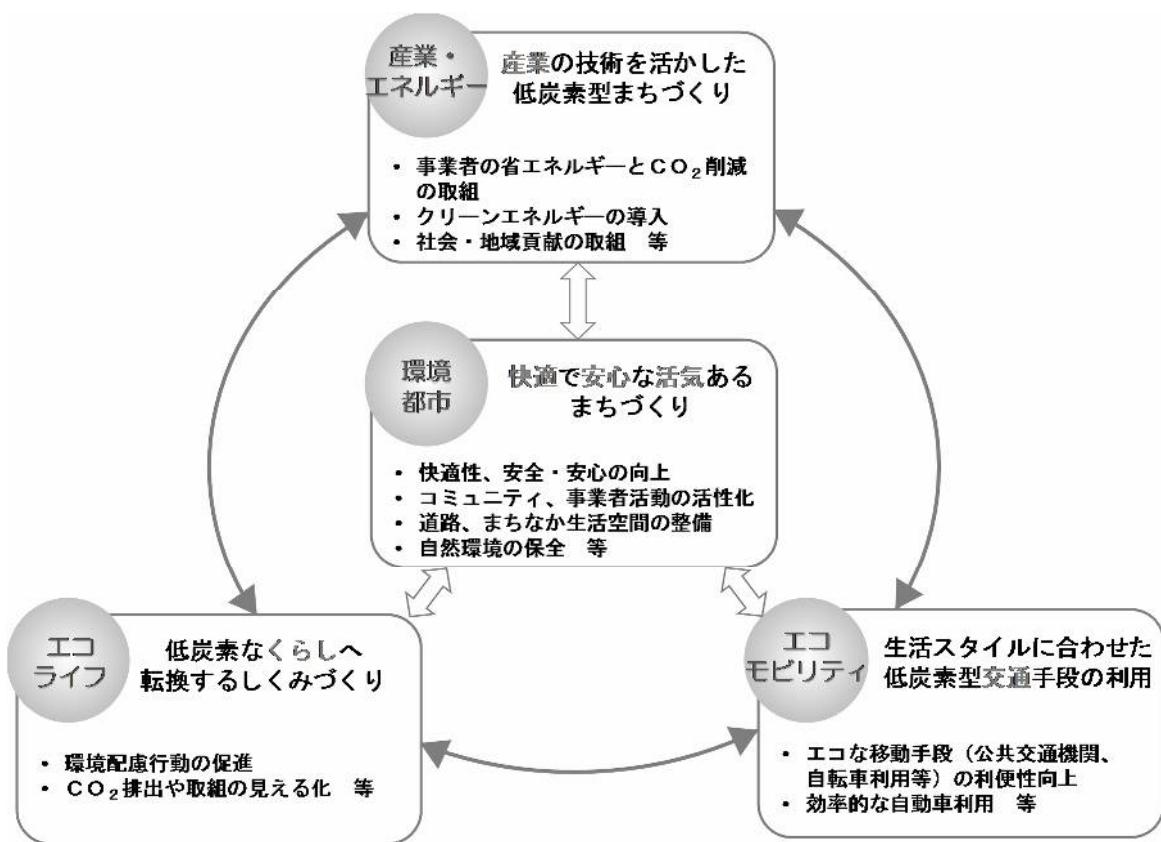


図4.1 施策の基本方針のイメージ

(2) 施策の見直しの考え方

本市では、前計画に基づいて、2011年度から低炭素化に資する様々な種《施策》を蒔き、現在はその芽が出始めてきています。今後2030年度までにあたる中期は、これらの芽を育て、生長させる期間と考えます。

本計画では、次のような考え方で施策を見直し、整理しました。

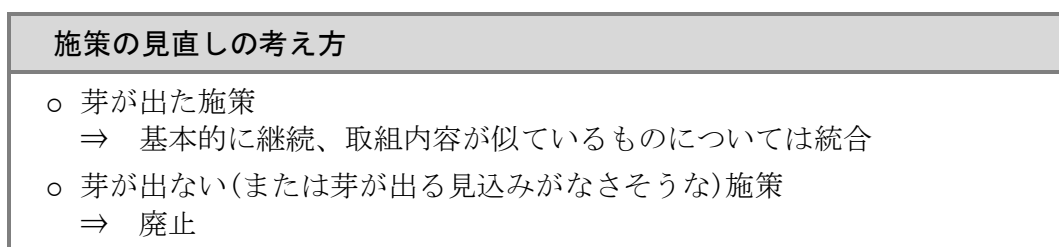


図4.2 施策の展開のイメージ

(3) 重点的に取り組む施策について

市民や事業者等が省エネやCO₂削減の取組を進めていくにあたって、環境・エネルギー問題やそれらへの①対応方法等を“知る”、②取組を“実行する”、③実行した効果を“実感する”というステップがあり、これらを繰り返すことにより取組が深まっていきます。このため、今回進めていく各取組を、市民や事業者等の「知る・実行する・実感する」のうち、いずれを主に支援するかによって分類しました。

また、市民や事業者等から「わかりやすい情報提供」や「効果が目に見えること」等が望まれていることから、将来にわたって環境にやさしくらしや事業活動を実現するために必要となる環境教育・環境学習を支援する取組、施策の芽を大きく育てるために必要な「実感する」を支援する取組等を、重点的に取り組む施策として位置づけます。

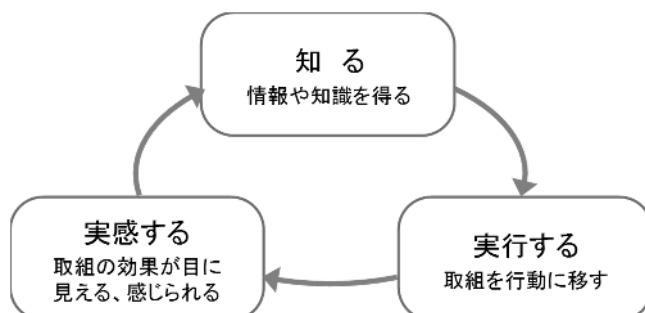


図4.3 取組ステップのイメージ

(4) 施策の体系

見直した各分野の施策を目的別に分類整理しました。太枠で囲まれたものが、重点的に取り組む施策です。

分野	重点的に取り組む施策			強化する施策	継続する施策
	知る	実行する		実感する	
I) 産業・エネルギー	(I-1) 中小事業者の環境マネジメントシステム導入支援 (データ記録、実践、効果・評価)				
	(I-2) 中小事業者の省エネルギーの取組推進【新規】 (事例・効果の情報提供、実施、効果・評価)				
	(I-4) エコ事業所等のPR	(I-3) 再生可能エネルギー導入 やエネルギー有効利用の推進		(I-4) エコ事業所等のPR	
M) エコモビリティ	(M-1) 自転車等利用の推進 (自転車マップ、レンタサイクル、駐輪場運営)				
	(M-2) バスの利便性向上				
	(M-3) 快適な道路空間整備				
	(M-4) エコカー利用及び エコドライブの推進				
	(M-5) エコステーション の設置				
L) エコライフ	(L-1) ごみ減量・リサイクルの推進 (分別の周知、実践等)				
	(L-2) 環境にも体にもやさしい食の推進				
	(L-3) 環境に配慮した商品の利用促進				
	(L-7) 小・中学校における 環境教育の推進	(L-4) 市民活動の推進		(L-10) 市民の取組のPR	
	(L-8) 市民への環境学習 の場の提供	(L-5) 緑化等の推進		(L-11) 家庭における CO ₂ 排出量の把握	
	(L-6) 環境に配慮した建物の普及の推進				
	(L-9) かりやエコポイントプロジェクトの実施				
	(L-1) ごみ減量・リサイクルの推進 (分別の周知、実践等)				
	(L-2) 環境にも体にもやさしい食の推進				
C) 分野共通 (I, M, L)	(C-1) 環境・エネルギーに関する 情報提供の充実(各種)				
	(C-2) 導入費助成等の実施(各種)				
	(C-3) 市民、事業者等との連携 (環境学習関連等、各種)				

2. 産業・エネルギー分野（I）の取組内容

産業・エネルギー分野では、中小事業者の省エネルギー等の取組を推進する施策を新規に加えます。また、省エネルギーやCO₂削減の取組に積極的な事業所等を幅広く知ってもらうため、エコ事業所等のPRを重点的に取り組んでいきます。

産業・エネルギー分野の施策（★…重点的に取り組む施策）
(I-1) 中小事業者の環境マネジメントシステム導入支援
★ (I-2) 中小事業者の省エネルギーの取組推進【新規】
(I-3) 再生可能エネルギー導入やエネルギー有効利用の推進
★ (I-4) エコ事業所等のPR

(I-1) 中小事業者の環境マネジメントシステム導入支援

事業者が環境・エネルギーの取組を効率的に推進するためには、きちんと現状を把握し、対策を計画・実行し、効果进行评估して計画を見直すマネジメントを継続的に実施していく必要があります。そのため、ISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入支援を推進します。

① 環境マネジメントシステムの普及啓発〔継続〕

- 環境マネジメントシステムの重要性やメリット、支援制度等の情報を整理し、ホームページ等に掲載することで、事業者の環境マネジメントシステムへの理解を深めます。

② 環境マネジメントシステム認証取得の支援〔継続〕

- 環境マネジメントシステムの中でも、中小事業者が認証を取得しやすい「エコアクション21」の認証取得を支援します。
- エコアクション21の認証取得に向けたセミナーとエコアクション21認証取得イニシアティブ・プログラムを県との共催で実施します。

図 4.4 エコアクション21認証ロゴマーク

出典：エコアクション21中央事務局ホームページ



★ (I-2) 中小事業者の省エネルギーの取組推進

中小事業者の省エネルギーやCO₂削減に対する取組への関心は高まってきているものの、「設備の導入費用が高い」「導入効果がわからない」などの理由により取組が進まない状況が見られます。そのため、導入効果の把握や他事業所等での成功事例の紹介、設備導入費用の支援等を進めていきます。

① 省エネ成功事例等の紹介【新規】

- 市内事業所による省エネルギー等の取組の成功事例等を市ホームページ等で紹介します。
- 事業者由省エネルギー等の取組に関心を持ってもらい、実行に移してもらうために、取組内容や導入設備だけでなく、それによる省エネ・CO₂削減効果、費用対効果等を紹介します。
- 「かりやエコマップ」や「かりやe c o事業所認定制度」との連携も検討します。

② 支援制度を活用した環境投資の推進〔継続・強化〕

- 事業者への支援制度を活用して環境投資を推進します。 ※(C-2)②と連携
- 国や県、各種団体が実施している環境投資に活用可能な支援制度に関する情報提供をさらに充実させます。

③ BEMSの普及促進【新規】

- 事務所ビル等の建物におけるエネルギー使用量の把握と管理を行うためのBEMS (Building Energy Management System: ビルエネルギーマネジメントシステム)の普及を促進します。
- 環境マネジメントシステムの普及啓発に併せて、エネルギー使用量の把握と管理を行うことの重要性やメリットを周知します。
- BEMS導入費の補助や導入相談等の実施を検討します。 ※(C-2)①と連携

④ 環境投資に対する支援方法の検討【新規】

- 市における設備導入費の補助等、環境負荷低減に寄与する投資に対する支援方法を検討します。 ※(C-2)③と連携
- 事業者に対し、設備導入費の補助等を行う際には、設備導入前後のエネルギー使用量を提出してもらい、導入効果に関するデータを収集するとともに、成功事例の紹介にも活用していきます。

(I-3) 再生可能エネルギー導入やエネルギー有効利用の推進

低炭素まちづくりには、CO₂排出量がほぼゼロの再生可能エネルギーの導入や限りあるエネルギーを有効利用することは必須です。そのため、公共施設を中心とした再生可能エネルギー導入や、市内でも導入が始まりつつある水素エネルギー利用を推進します。

① 公共施設への再生可能エネルギー率先導入〔継続・適宜実施〕

- 公共施設の低炭素化及び災害時のエネルギー確保のため、太陽光発電システム等の再生可能エネルギーを適宜導入していきます。
- 太陽光発電以外のエネルギー利用についても検討していきます。

② 廃食用油のBDF化と利用〔継続〕

- 給食センター及び公立保育園において廃食用油を回収し、BDFとして有効利用していきます。
- 市民への普及啓発を兼ねて、廃食用油のBDF化の意義等を周知します。

③ 下水汚泥のエネルギー利用〔継続〕

- 境川浄化センターから排出される下水汚泥から製造された炭化物は、中部電力株式会社碧南火力発電所へ運搬され、石炭と混焼されて発電に利用されており、今後も継続していきます。
- 下水汚泥の更なるエネルギー利用について、継続して検討していきます。

④ 水素エネルギー利用の推進【新規】

- 燃料電池自動車、燃料電池フォークリフト、水素製造、水素によるエネルギー貯蔵等、市内における水素エネルギー利用を推進します。
- 市単独での推進は難しいため、水素エネルギー利用に関する技術やノウハウを持つ事業者と協働で進めていきます。



図 4.5 燃料電池自動車(左)と燃料電池フォークリフト(右)

出典：燃料電池フォークリフト写真…(株)豊田自動織機ホームページ

★ (I-4) エコ事業所等のPR

環境・エネルギーに関する取組に積極的な市内事業者等を市民等知ってもらい、環境に対する意識の高揚を図ります。また、PRすることで更に取組が促進されたり、他の事業者等にも波及されることが期待されます。

① かりやエコマップ〔継続・強化〕

- 平成25年度に市内の事業者等が積極的に行っているエコな取組を紹介する「かりやエコマップ」を作成し、市ホームページにも掲載しています。
- 掲載内容等を見直し、定期的に「かりやエコマップ」を改訂します。

② かりやe c o事業所認定制度〔継続・強化〕

- 現在実施している「かりやe c o事業所認定制度」を継続実施します。
- 状況に合わせて、認定基準や運用方法等を改善していきます。

かりやe c o事業所認定制度の概要

平成26年度から対象事業所や認定方法等の検討を始め、平成27年10月1日から認定制度を開始しました。

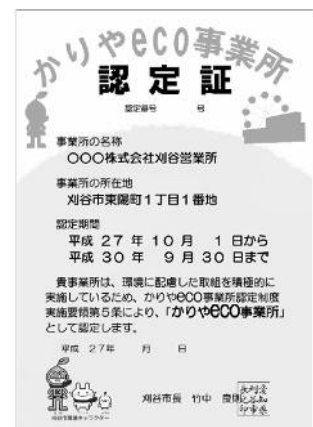
- 環境に配慮した取組を積極的に実施している事業所を、市が「かりやe c o事業所」として認定し、市と事業所が共にPRをすることにより、事業所の自主的な取組の支援を行います。
- 工場、営業所、オフィス、店舗等の事業所単位が認定の対象です。平成28年3月31日時点で、30事業所が認定されています。



図 4.6 かりやe c o事業所認定制度



図 4.7 認定ステッカー(左)と認定証(右)



③ まちのショーウィンドウ化〔継続・適宜実施〕

- 公共施設における取組を紹介するパネルを設置するなどしてPRするとともに、大通り沿いや公共的な空間等、市内を行き交う人たちの目に留まるような場所で事業所等の取組をPRする手法について検討します。

刈谷ハイウェイオアシスにおける再生可能エネルギーを利用した災害時等の電源整備

刈谷ハイウェイオアシスにおいて、平成 24 年度から再生可能エネルギーを用いた災害時等の電源確保についての調査を実施し、平成 25 年度に太陽光発電施設、充電スタンド、蓄電池、防災用コンセントを設置しました。

※調査及び設備の設置は、「官民連携による地域活性化のための基盤整備推進事業」（国土交通省）の補助を受けて実施しました。



図 4.8 刈谷ハイウェイオアシスに設置された太陽光発電システム

3. エコモビリティ分野（M）の取組内容

エコモビリティ分野では、自転車、バス、徒歩、エコカーがバランスよく活用される、環境にやさしい安心・安全で快適な交通体系を構築します。

エコモビリティ分野の施策（★…重点的に取り組む施策）
★（M-1）自転車等利用の推進
★（M-2）バスの利便性向上
★（M-3）快適な道路空間整備
（M-4）エコカー利用及びエコドライブの推進
（M-5）エコステーションの設置

★（M-1）自転車等利用の推進

CO₂排出量が少ない自転車等の利用を推進するため、自転車等を利用しやすい環境を整えます。また、自転車マップを活用して、自転車利用を推進します。

① 駐輪場の整備・運営〔継続・適宜実施〕

- 駅周辺の駐輪場を順次整備しています。これらを含めた市内駐輪場を適切に運営していきます。
- 新たな駐輪場等の整備を適宜検討・計画します。

② 電動アシスト付き自転車・超小型電気自動車のレンタル〔継続〕

- 平成25年度から、刈谷駅北口にある刈谷駅前観光案内所において、刈谷への来訪者等に対し、観光移動手段の一環として、電動アシスト付き自転車と超小型電気自動車の無料貸出を実施します。
- より多くの人たちに利用してもらえるよう、周知します。



図4.9 貸し出している電動アシスト付き自転車(左)と超小型電気自動車(右)

③ 自転車マップの更新〔継続・適宜実施〕

- 平成24年4月に発行した「かりや自転車マップ」の内容を見直し、必要に応じて定期的に更新します。
- 更新された「かりや自転車マップ」は、公共施設等での配布及び市ホームページ等への掲載により周知します。

★ (M-2) バスの利便性向上

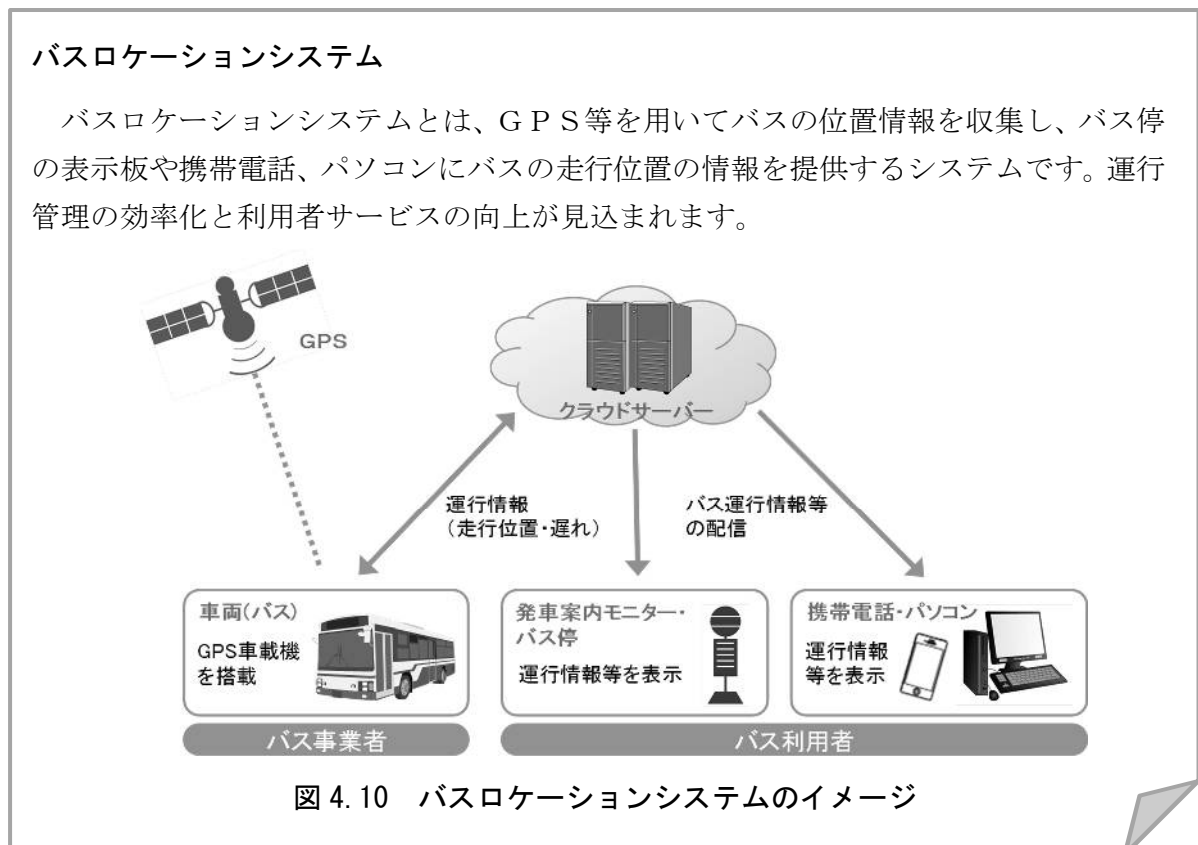
公共交通機関であるバスの利便性を向上させ、利用の促進を図ります。

① 公共施設連絡バスの路線やダイヤの見直し〔継続・適宜実施〕

- 公共施設連絡バスの路線を増設し、計6路線を運営しています。
- 快適性と利便性をより高めるため、適宜バス路線やダイヤの見直しを行います。

② バスロケーションシステムの導入【新規】

- 公共施設連絡バスの利便性を高めるため、現在バスがどこを走行しているかが分かる「バスロケーションシステム」を導入します。



★ (M-3) 快適な道路空間整備

自転車と歩行者が安心して快適に移動できる道路を整備するとともに、まちの魅力向上に貢献する道路空間の形成を目指します。

① 自転車道、歩道、街路樹等の整備〔継続〕

- 自転車及び徒歩による移動を促進するため、自転車道や歩道を整備します。
- 街路樹を整備することで、快適な自転車走行や歩行ができる道路整備を目指します。

② 魅力的な道路空間の形成〔継続〕

- 快適な自転車走行や歩行ができる道路を整備するだけでなく、通ることが楽しくなるような魅力的な道路空間の形成を目指します。
- 道路沿いの空間をオープンカフェ等に利活用することを検討します。

③ 都市交通戦略との連携〔継続〕

- 平成24年6月に「刈谷市都市交通戦略」を策定し、市内での渋滞の発生や自動車交通量及びCO₂排出量の増加等の課題解決を念頭に、総合交通体系の視点から、本市が目指すべき都市交通のビジョンを明確にするとともに、その具体化に向けたアプローチの方向性を整理しています。
- 「刈谷市都市交通戦略」と連携し、交通分野のCO₂排出量を低減させる施策を推進します。

(M-4) エコカー利用及びエコドライブの推進

運輸部門のCO₂排出量は、そのほとんどが自動車利用によるものです。エコカーの普及や、自動車を適切に利用することによりCO₂削減を推進します。

① エコドライブの推進〔継続〕

- 家庭や事業所での省エネを推進するため、エコドライブナビを無料で貸し出します。
- 広報誌や市ホームページ等によってエコドライブの普及啓発を行います。
- 市は、「刈谷市職員環境行動計画（エコアクション刈谷）」に基づき、公用車の適正利用を実施します。

② 低公害車・超小型電気自動車購入費補助〔継続〕

- プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車を始めとする低公害車及び超小型電気自動車の購入費補助を引き続き実施します。 ※(C-2)①と連携

③ 公用車への率先導入〔継続〕

- 平成28年度時点で、公用車の保有台数は239台、そのうち低公害車は24台（低公害車保有率10%）です。
- 公用車の購入時には、率先して低公害車を導入します。

(M-5) エコステーションの設置

プラグインハイブリッド自動車や電気自動車、燃料電池自動車等の低公害車の普及促進を図るため、充電スタンド等のエコステーションを公共施設を中心に設置していきます。

① エコステーションの設置〔継続・適宜実施〕

- 平成28年度時点で、岩ヶ池公園及び公共施設11箇所に充電スタンドを設置しています。
- 利用状況に応じて、充電スタンドを増設します。

② エコステーション設置の周知〔継続〕

- 充電スタンドの周知のため、現在の「かりやエコマップ」に、民間運用分も含めて、市内に設置されている充電スタンドを掲載しています。
- 「かりやエコマップ」の更新時には、水素ステーションを含めたエコステーションを掲載します。



4. エコライフ分野（L）の取組内容

エコライフ分野では、市民に環境やエネルギーに関して取り組んでもらうきっかけとなる、知識や情報を得たり、体験したりできる場を提供していきます。また、省エネルギーやCO₂削減効果が大きい環境に配慮した建物の普及の推進を図ります。

エコライフ分野の施策（★…重点的に取り組む施策）	
(L-1) ごみの減量・リサイクルの推進	
(L-2) 環境にも体にもやさしい食の推進	
(L-3) 環境に配慮した商品の利用促進	
(L-4) 市民活動の推進	
(L-5) 緑化等の推進	
★ (L-6) 環境に配慮した建物の普及の推進	
★ (L-7) 小・中学校における環境教育の推進	
★ (L-8) 市民への環境学習の場の提供	
★ (L-9) かりやエコポイントプロジェクトの実施	
(L-10) 市民の取組のPR	
★ (L-11) 家庭におけるCO ₂ 排出量の把握	



(L-1) ごみの減量・リサイクルの推進

ごみの分別回収やリサイクルを推進し、ごみ処理量を削減することでCO₂排出量を削減します。

① ごみの分別回収、周知の徹底〔継続・強化〕

- ごみの分別回収を引き続き実施します。ごみの分別に関する意識にバラつきがあるため、分別の徹底を周知します。
- 自主的に資源回収活動を行う地域団体等に報奨金を交付します。

② リサイクルプラザの運営〔継続〕

- リサイクルショップでの展示販売及びリサイクル情報コーナーの設置、布類の回収・傘の修理等を引き続き実施します。
- 家庭で不用になった日用品等について、リサイクルプラザを通じて再使用・再利用を促進します。



図 4.11 リサイクルプラザ「エコくる」

③ 生ごみの削減〔継続〕

- 家庭の生ごみを堆肥化、減量化する処理機器購入費の補助を実施します。
- 生ごみ減量のため、生ごみを堆肥に変えるEMぼかしを無料で配布します。

④ レジ袋削減に関する協定の締結〔継続〕

- レジ袋の無料配布の中止に賛同した事業所と協定を締結し、マイバッグの持参を推進します。



(L-2) 環境にも体にもやさしい食の推進

地元の食材を積極的に食べることは、食材の輸送等によるCO₂排出量を削減するとともに、安全で新鮮な食材は私たちの体にも良く、子どもたちの食育にも役立ちます。また、地元の農産物の活性化にもつながります。

① 学校給食における地元食材等の活用〔継続〕

- 年間を通じて学校給食において、刈谷市産の米、大根、白菜、さといも、しいたけ、スイカ、巨峰を始め、愛知県産食材の積極的な使用を推進します。
- 「刈谷市食育推進計画」（平成23年3月策定）と連携して、取組を推進していきます。

② 産直センターでの地元農産物等の販売〔継続〕

- 市内にある4箇所の産直センターにおいて、地元農産物等を積極的に販売します。

③ 広報誌等による普及啓発〔継続〕

- 地元産の旬な食材及びその販売店や、食育の実施状況等に関する情報を広報誌や市ホームページ等に掲載することにより、市民への普及啓発を図ります。



図 4.12 産直センターのスイカ朝市

(L-3) 環境に配慮した商品の利用促進

消費者である市民一人ひとりが環境に配慮した商品を選択することで、事業者もそのような商品を積極的に取り扱うようになり、結果として環境にやさしい社会が形成されていきます。

① 刈谷市グリーン購入基本方針による利用の促進〔継続〕

- 市が環境負荷削減に率先して取り組むため、「刈谷市グリーン購入基本方針」を策定しています。引き続き全職員へ周知し、啓発に努めます。

② 広報誌等による普及啓発〔継続〕

- 「かりやエコマップ」と連携した環境に配慮した商品を扱う事業者のPRや、広報誌等によるグリーン購入の普及啓発を行います。

(L-4) 市民活動の推進

地域の環境リーダーとなる人材を育成し、地域で活動してもらうことで、市民の環境意識の向上を促します。

① 環境支援員育成講座の実施〔継続〕

- 環境についての知識を持ち、市民と行政の橋渡し役として市民目線で環境活動を行う市民のリーダー的存在である“環境支援員”を育成する講座を実施します。

② 環境支援員の活動支援〔継続〕

- 育成講座を修了したメンバーによって結成された環境ボランティア団体「刈谷環境支援員の会」の活動を支援します。
- 環境支援員の自主的な活動（環境出前講座の実施、環境に関する研修及びイベントへの参加、その他市民の環境意識向上のための活動）を支援します。
- 環境支援員の活動を市ホームページでPRしたり、市が主催する環境講座へ環境支援員を派遣します。



図 4.13 環境支援員の皆さんとキー坊

③ 市民ボランティア活動センターによる支援〔継続〕

- 刈谷市民ボランティア活動センターが、緑化推進や環境保護等の活動をしている団体の拠点となり、ボランティア団体と市民、事業者、行政等の協働・連携の役割を担います。

(L-5) 緑化等の推進

緑が多く潤いあるまちづくりを進めることで、ヒートアイランド現象の緩和に寄与し、市民の緑化に対する意識向上を図ります。

① 民有地緑化に対する補助〔継続〕

- 民有地における緑化の推進を図るため、生垣設置、屋上緑化及び壁面緑化を行う方に対して補助を実施します。

② グリーンカーテンづくりの普及啓発〔継続〕

- 夏の空調エネルギーの削減となるグリーンカーテンづくりに、市民に意欲的に取り組んでもらえるよう、グリーンカーテンコンテストを実施します。
- 市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、その他各公共施設等においても、グリーンカーテンづくりを推進します。

③ 緑化木の無料配布〔継続〕

- 緑の募金等を財源とした県からの補助金を活用し、一般に親しみがあり、比較的維持管理が簡易な苗木を市民に無償で配布します。



★ (L-6) 環境に配慮した建物の普及の推進

市内において、省エネルギーや創エネルギー等の対策を施した環境に配慮した住宅及び建築物の普及を促進します。

① 環境関連設備設置補助〔継続・適宜見直し〕

- 環境関連設備の設置費の補助を実施します。 ※(C-2)①と連携

② 建物の省エネ改修への補助制度の検討【新規】

- 既存建物の省エネ化を図るため、建物の省エネ改修費用に対する補助制度を検討します。

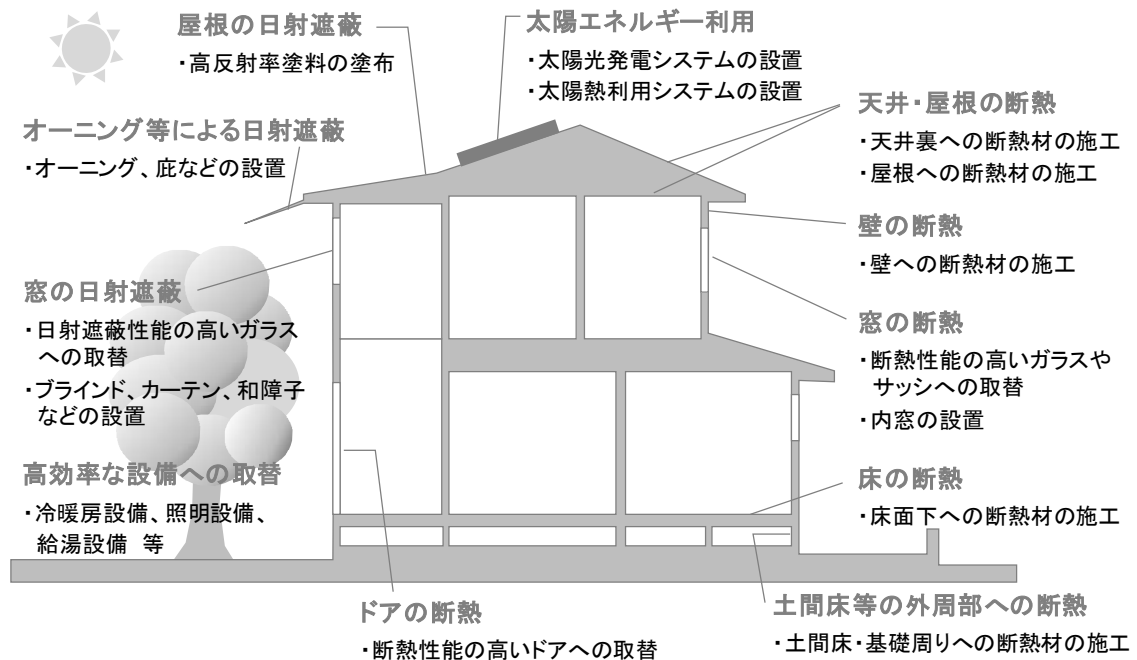


図4.14 住宅の省エネリフォームのイメージ

出典：東京都都市整備局「住宅の省エネリフォームガイドブック」を基に作成

③ 長期優良住宅並びに低炭素建築物の認定制度〔継続〕

- 環境にやさしく優良な住宅及び建築物の普及を促進し、それらを長期に渡って利用していくために、国が定める長期優良住宅及び低炭素建築物新築等計画の認定申請の受付を行います。

長期優良住宅

長期優良住宅とは、長期に渡って良好な状態で使用するために、大きく分けて以下のような措置が講じられている住宅を指します。

- ①長期に使用するための構造及び設備を有していること
- ②居住環境等への配慮を行っていること
- ③一定面積以上の住戸面積を有していること
- ④維持保全の期間、方法を定めていること

長期優良住宅の認定を受けた住宅については、税制上の特例措置が適用されます。

平成 28 年 4 月から、長期優良住宅の認定は新築だけでなく増改築を行う場合にも認定を取得することが出来るようになりました。

※「増改築」とは、耐震改修工事や断熱改修工事等、建築基準法における取扱いと必ずしも同一でないものも含まれます。

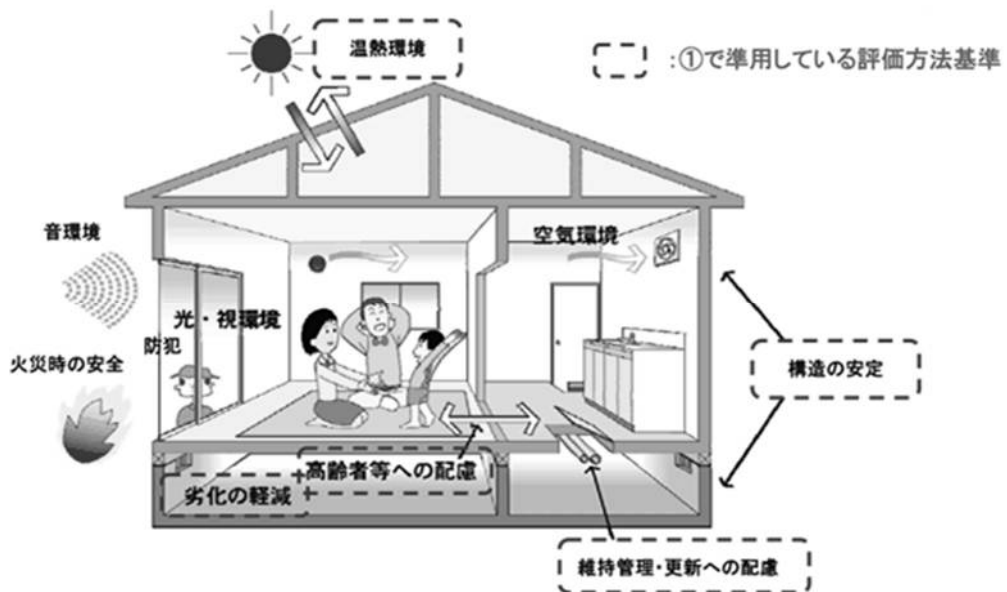


図 4.15 住宅性能表示制度において評価する性能のイメージ

出典：(一社)住宅性能評価・表示協会

④ 建物の省エネ計画・適合認定制度【新規】

- 建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、性能向上計画認定及び認定表示制度の認定申請の受付を行います。

★ (L-7) 小・中学校における環境教育の推進

本市の未来を担う子どもたちに環境やエネルギーへの関心を持ってもらい、理解を深めてもらうため、市内の小・中学校において環境教育を行います。

① 各種イベント等の実施〔継続〕

- 小学校2年生、5年生、中学校2年生及びその家族が、それぞれの家庭で各自のレベルに合わせた省エネ生活を送り、チェックシートで取組効果を見える化する“エコライフデー”を実施します。
- 水中の生物の種類や数から水の汚れ具合を調べる“水生生物調査”を実施します。
- 環境省及び3R活動推進フォーラムが主催している“3Rポスターコンクール”への応募を実施します。

② ペットボトルキャップ・牛乳パックの回収〔継続〕

- 小・中学校において、ペットボトルキャップと牛乳パックの回収を実施します。

③ ストップ温暖化教室の実施〔継続〕

- 地球温暖化防止及びエコライフの実践の普及啓発を図ることを目的に、県の主催で、地球温暖化防止活動推進員が小学生を対象に行う授業“ストップ温暖化教室”を実施します。



★ (L-8) 市民への環境学習の場の提供

市民に環境やエネルギーへの関心を持ってもらい、理解を深めてもらうため、市民向けの環境学習の場を提供します。

① 環境講座の実施〔継続〕

- 3Rの実践や環境教育施設見学会等、一般市民向けの環境講座を様々なメニューで定期的を開催します。

② 環境フェアの開催〔継続〕

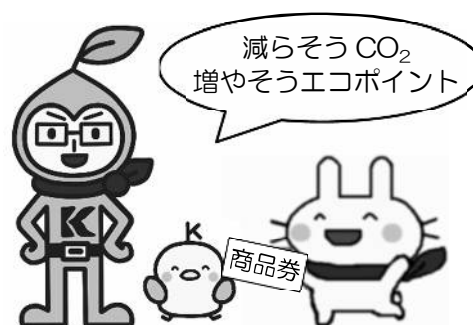
- 刈谷わんさか祭りで、ボランティアや環境支援員と協働して環境フェアを開催し、環境に関する普及啓発を行います。

★ (L-9) かりやエコポイントプロジェクトの実施

市民に環境やエネルギーへの関心を持ってもらい、市民一人ひとりの環境配慮行動を促進するためのエコポイントプロジェクトを実施します。

① かりやエコポイントプロジェクトの実施〔継続・適宜見直し〕

- 平成24年度から実施している“かりやエコポイントプロジェクト”を引き続き実施します。
- エコポイント対象のエコ活動や発行ポイント数等を適宜見直します。



(L-10) 市民の取組のPR

環境・エネルギーに関する取組を積極的に行っている市民等を他の市民等に知ってもらい、お互いを刺激しながら活動を盛り立てます。PRすることにより更に取組が促進されたり、他の市民や団体にも波及することが期待されます。

① かりやエコマップへの掲載〔継続〕 ※再掲(I-4)①

② 環境支援員の活動のPR〔継続〕 ※再掲(L-4)②

③ かりやエコポイントプロジェクトの実施〔継続〕 ※再掲(L-9)①

- “かりやエコポイントプロジェクト”への参加者数、団体数や、取組内容及び結果を市ホームページ等で公表することにより、取組の拡大を図ります。

★ (L-11) 家庭におけるCO₂排出量の把握

自分たちが日常の活動で使用しているエネルギー量や、そこから排出されるCO₂の量が見える化することにより、市民の省エネルギーやCO₂削減等、環境に配慮した行動を促進します。

① 住宅用エネルギー管理システム（HEMS）設置費補助の実施

- エネルギー使用状況を見える化し、エネルギー使用を制御して省エネ化を可能とするHEMS（Home Energy Management System）の設置費の補助を実施します。

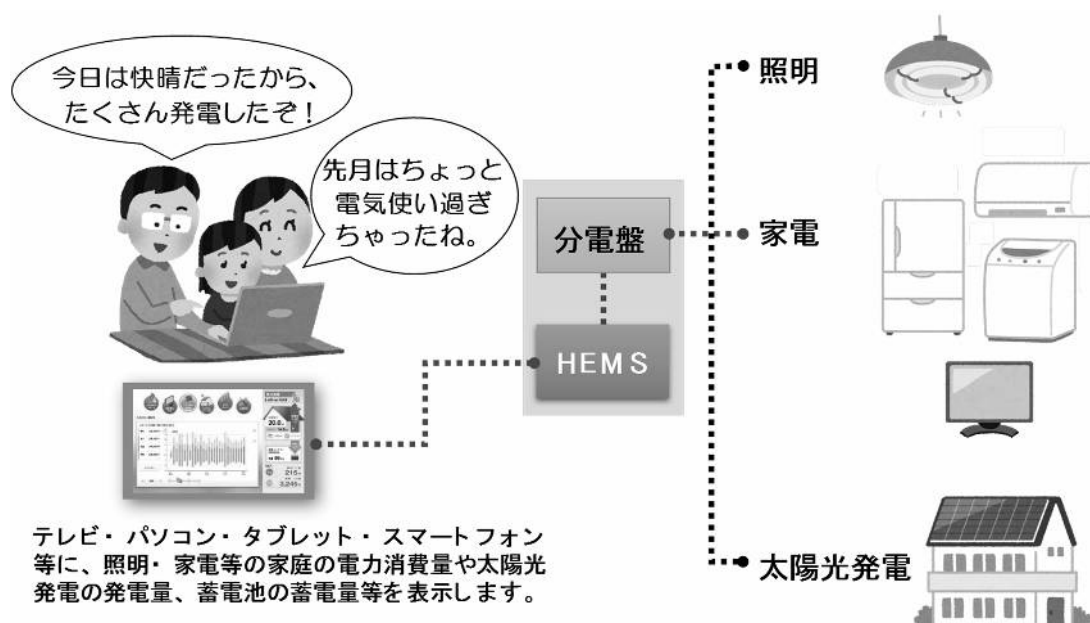


図4.16 HEMSによるエネルギー使用状況の見える化のイメージ

② 省エネナビの貸し出し〔継続〕

- 家庭や事務所での省エネを推進するため、電力消費量がわかる省エネナビを無料で貸し出します。

③ 診断書の発行（かりやエコポイントプロジェクト）〔継続〕 ※再掲(L-9)①

- “かりやエコポイントプロジェクト”のポイント発行メニューの1つに環境家計簿を位置づけ、提出者にはCO₂排出量の順位（世帯単位）を記載した診断書を発行します。

④ エコライフデーの実施（各種イベント等の実施）〔継続〕 ※再掲(L-7)①

- 取組効果を見える化する“エコライフデー”を実施します。

5. 分野共通 (C) の取組内容

分野を横断した共通の取組として、環境・エネルギーに関する取組を実施しようとする市民や事業者等を支援する施策を推進します。また、行政のみでなく、市民、事業者等と連携することにより、効果的な取組を推進していきます。

分野共通の施策 (★…重点的に取り組む施策)
(C-1) 環境・エネルギーに関する情報提供の充実
★ (C-2) 導入費助成等の実施
★ (C-3) 市民、事業者等との連携

(C-1) 環境・エネルギーに関する情報提供の充実

市民や事業者等にとって必要な情報をわかりやすく提供し、環境・エネルギーに関する取組の推進につなげます。

① 専用ホームページの充実と周知〔継続・強化〕

- 市ホームページの環境・エネルギーに関するページの内容を充実させます。
- 市民や事業者が必要な情報をすぐに見つけられるようにわかりやすく掲載します。
- 市ホームページに環境・エネルギーに関する情報を掲載していることを周知します。

② 取組効果の提示〔継続・強化〕

- 環境・エネルギーに関する取組を実施したい事業者への情報提供として、他の事業者が実施した取組事例を紹介します。 ※(I-2)①と連携
- 事例紹介では、取組内容だけでなく、省エネ量、CO₂削減量、コスト等の取組効果や、実施にあたっての課題等の詳細な情報を提供するよう努めます。

③ イベントを活用した情報提供〔継続・強化〕

- 市ホームページや広報誌だけでなく、市のイベント等で情報提供を行い、環境やエネルギーに対して幅広く知ってもらえる機会をつくれます。

★ (G-2) 導入費助成等の実施

市民や事業者による環境関連設備等への投資を支援し、市内への環境関連設備の普及を促進します。

① 環境関連設備設置補助〔継続・適宜見直し〕

- 住宅用太陽光発電システムや太陽熱利用システム、エネファーム等、住宅の省エネやCO₂削減に寄与する設備の導入費の補助を実施します。 ※再掲(L-6)①
- エコカーの導入費の補助を実施します。 ※再掲(M-4)②
- HEMSやBEMS等、エネルギーマネジメントシステムの導入を支援します。 ※再掲(I-2)③、(L-11)①

② 支援制度を活用した環境投資の推進〔継続・強化〕

- 事業者への支援制度を活用して環境投資を推進します。 ※再掲(I-2)②

③ 環境投資に対する支援方法の検討【新規】

- 市における設備導入費の補助等、環境負荷低減に寄与する投資に対する支援方法を検討します。 ※再掲(I-2)④

★ (G-3) 市民、事業者等との連携

行政のみで実施できる取組は限られているため、市民、事業者等の取組と連携し、それぞれの取組を発展させて効果的に実施していきます。

① かりや環境学習ネットワーク(仮称)の検討・構築【新規】

- 市民、事業者、行政等が連携・協働して、環境学習を進める仕組み“かりや環境学習ネットワーク(仮称)”を構築します。
- 本ネットワークによって、様々な主体が実施する環境学習情報を一元的に提供します。
- 多様な主体が、それぞれの専門性や得意なことを生かせる、新たな環境学習プログラムの創出を目指します。

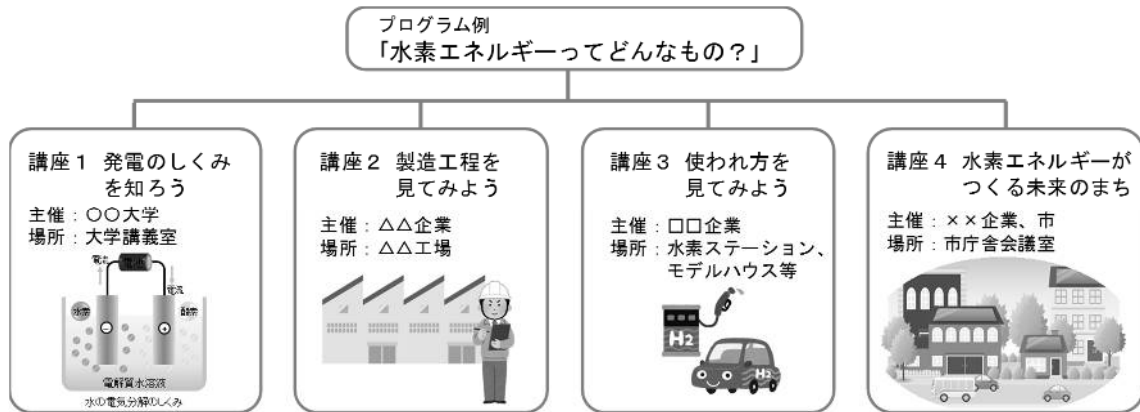


図4.17 環境学習プログラムのイメージ

② 環境学習講座ガイドブックの作成【新規】

- 環境学習講座を利用したい人たちが積極的に利用できるように、事業者等が実施している環境学習講座をまとめたガイドブックを作成します。

6. 各主体の役割

本市において、都市や産業の活力を維持・発展させながら、同時に環境と調和した低炭素で魅力的な環境都市づくりを推進するためには、市民、事業者、行政等の各主体が、環境・エネルギーに対して関心と正しい認識を持ち、立場に応じた能力を発揮して取組を進めるとともに、各主体が連携して取組を進めていく必要があります。

各主体には以下のような役割が期待されます。

表4.1 各主体の期待される役割と能力

主体	役割	能力		
		技術力	行動力	情報力
市民	一人ひとりの小さな行動から、低炭素社会への大きな流れをつくる	自分たちの活動に伴うエネルギー消費量、CO ₂ 排出量を認識する	身近な環境・エネルギーに関する取組を実行する	環境・エネルギー問題に関心を持ち、理解を深める
地域団体 市民活動団体 教育機関等	独自の視点と立場を活用して低炭素な地域活動を波及させる	専門性を活かした活動支援、調査研究等を行う	地域の実情を把握し、地域に根差した取組を実行する	自らの活動に基づく知見を発信し、普及啓発を行う
事業者	製品・サービスによって事業を発展させ、社会全体を低炭素へ導く	事業活動や製品・サービスに伴う環境・エネルギーに関する技術・システムの開発や提供を行う	地域の低炭素化に向けた取組に協力する	全国さらには世界の消費者へ低炭素な商品やサービスを提供し、それらの情報を発信する
行政	地域における低炭素社会に向けた取組を総合的・計画的に推進する	各主体を調整する立場で、連携促進及びネットワークづくりを行う	各主体の取組支援と行政としての率先行動を行う	各主体とのネットワークを活用した情報発信を行う

第5章 アクションプランの推進

第5章 アクションプランの推進

1. 推進体制

本計画の進行管理を定期的かつ継続的に行うため、関係者による推進会議を設置します。また、これまで以上に各主体との連携を強化し、協力して推進していきます。

(1) アクションプラン推進組織

① 環境審議会

「刈谷市環境審議会」は、学識経験者、事業者、関係行政機関等から構成され、刈谷市環境基本計画の進行管理をはじめ、本市の環境に関する審議を執り行う機関です。環境審議会は、アクションプラン推進会議による本計画の実施状況、評価等の報告を受け、助言等を行います。

② アクションプラン推進会議

「アクションプラン推進会議」は、学識経験者、事業者、関連団体等から構成され、本計画全体の進行管理を担い、取組の実施状況の把握及び評価、計画の見直し等を行います。

③ 事務局（刈谷市環境推進課）

本計画の事務局として、市民、事業者、関連団体、庁内関連部局等との調整や、各主体の活動支援を実施することで、アクションプランの推進を図ります。

また、アクションプランの進捗状況を環境審議会及び推進会議へ報告し、助言等をアクションプランの推進等に反映させます。

(2) 計画実施主体

市民、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割を果たし、アクションプランに積極的に関わり“E－smile都市かりや”の実現を目指します。

(3) 国・県、近隣自治体との連携

国や県、近隣自治体等の関係行政機関から積極的に関連情報を収集し、意見交換を行いながら、連携して効率的かつ効果的な取組を推進します。

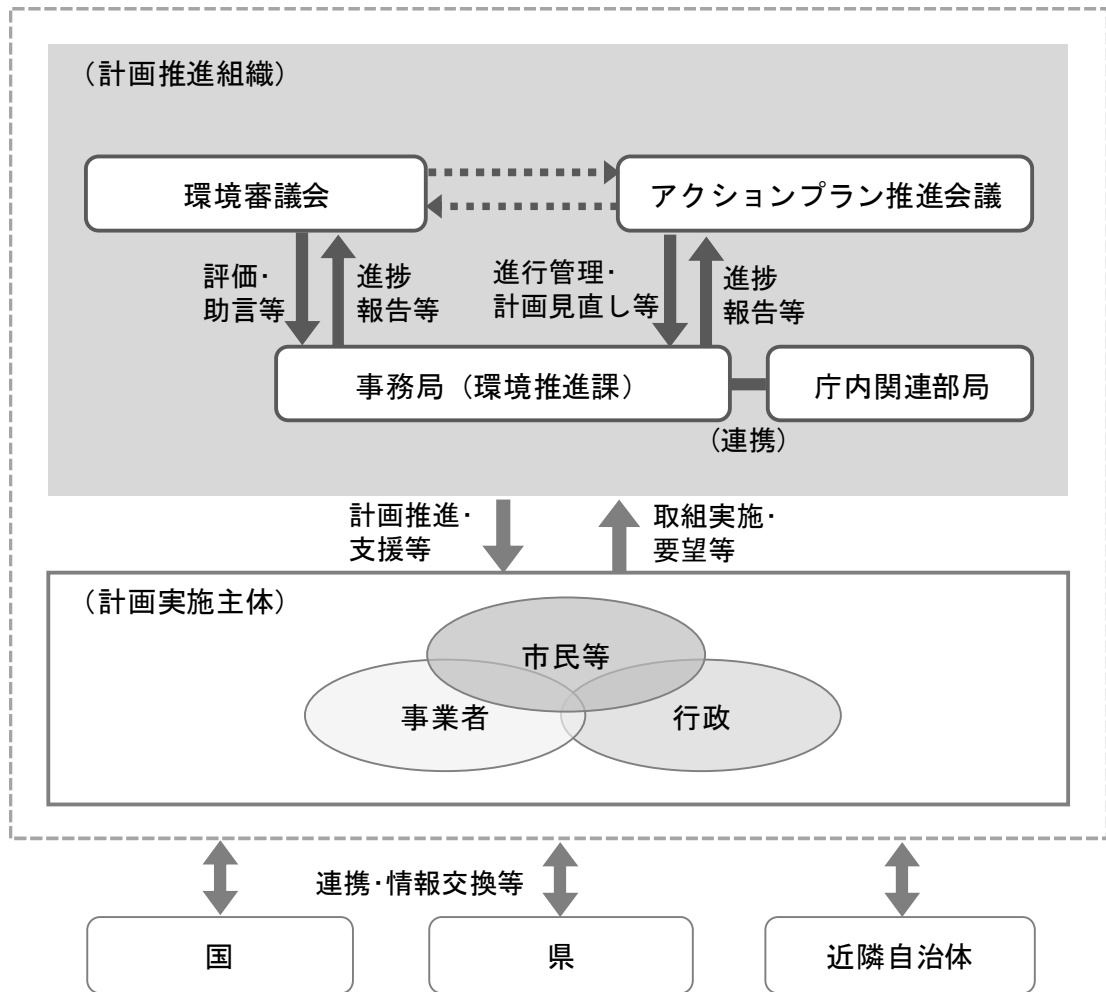


図5.1 刈谷市環境都市アクションプラン推進体制

2. 進行管理

本計画の進行管理は、P D C Aサイクル（計画(Plan)→実行(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)）によって行います。本計画は2030年度を目標とした内容ですが、毎年度、アクションプランの進捗状況、CO₂排出状況等の点検と評価を行い、その結果を以降の取組の見直しや計画に反映させることで、継続的に改善を図ります。また、2030年度までの中間地点となる2023年度に、それまでの進捗状況を踏まえた上で、アクションプランの見直しを行い、必要に応じて再改定を実施します。

なお、国及び社会の環境エネルギー分野を取り巻く動向等が大きく変化した場合には、それに限らずアクションプランの見直しを行います。

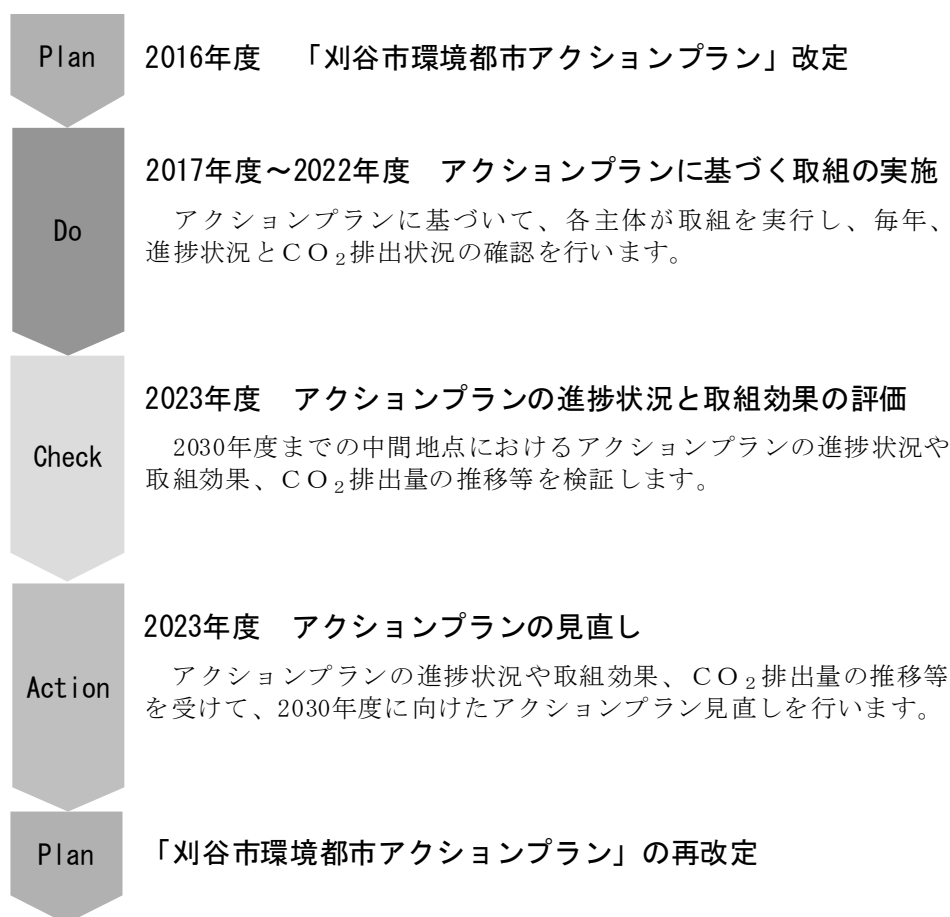


図5.2 アクションプランの進行管理イメージ